

# E B P M アクションプラン2025

令和7年12月25日  
経済財政諮問会議

# (目次)

## 総論

1. 「EBPMアクションプラン」の位置づけ	03
2. EBPM推進に向けた今後の課題及び進め方	04

## 各論（重点課題・計画）におけるEBPMの取組

1. 効率的な医療の提供体制の構築（地域医療構想、医師の偏在是正等）	08
2. 2040年以降を見据えた介護サービス提供体制の構築	24
3. 年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備	36
4. 急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策（こども未来戦略）	48
5. 質の高い公教育の再生	51
6. 高等教育の機能強化	56
7. 研究・イノベーション力の向上	59
8. 広域のまちづくり	66
9. 地域未来戦略	※
10. 防衛生産・技術基盤の維持・強化	70
11. 2050年カーボンニュートラルに向けたGXへの投資 （GX実現に向けた基本方針、GX2040ビジョン）	77
12. 半導体関連の国内投資促進	80

※令和7年11月11日に「新しい地方経済・生活環境創生本部」及び「新しい地方経済・生活環境創生会議」を廃止し、新たに「地域未来戦略本部」が設置された。「地方創生に関する総合戦略」が12月23日に閣議決定されたが、今後、当該分野のEBPMアクションプランに反映する予定。その上で、「地域未来戦略」の政策パッケージを来年夏までに取りまとめる予定となっている。

# 総論

# 1. 「E B P Mアクションプラン」の位置づけ

## E B P Mアクションプランの位置づけ

- 経済・財政一体改革の着実な推進に向けて、骨太方針2024では、経済・財政にとって大きな影響をもたらす多年度にわたる重要政策及び計画について、エビデンスに基づくロジックモデルの検証やKPIの進捗確認等を行い、その成果を政策立案や骨太方針に反映することなど、E B P M強化に係る点が盛り込まれた。
- 「令和7年度予算の全体像」（令和6年7月29日諮詢会議決定）に示された10の重要政策・計画を対象に、①政策体系（ロジックモデル）、②検証事項、③分析・検証方法等、④体制、⑤分析・検証やデータ整備におけるロードマップ、⑥政策見直しへの活用方法について、有識者の指導の下に十分な検討を行い、令和6年12月に「E B P Mアクションプラン2024」を取りまとめた。
- 骨太方針2025においては、関係府省庁において「E B P Mアクションプラン」に基づき、政府全体のE B P Mの取組を本格化し、年末に同プランの見直し・強化を行うとともに、その成果を翌年度以降の骨太方針へ反映することとされた。E B P Mを強化する点として、「令和8年度予算の全体像」（令和7年8月7日諮詢会議決定）に示された追加対象等も踏まえ、改訂版となる「E B P Mアクションプラン2025」を取りまとめた。
- E B P Mの取組成果や定量的に把握された政策効果については、翌年度以降の骨太方針において反映する。

## 関係府省庁等との連携

- 必要なデータの収集や分析・評価体制の構築に当たっては、DXを通じて蓄積されるデータや研究機関・大学における先進的な分析手法等を活用しつつ、関係府省庁との連携を強化（例えば、内閣官房デジタル行財政改革会議事務局・デジタル庁の「政策ダッシュボード」等との連携を図る）。
- 予算事業ごとの行政事業レビューや各府省庁の政策評価、租税特別措置・補助金の適正化の取組と相互に連携し、E B P Mに係る知見の共有も含めて、一体的・効率的に進めることにより、歳出の質を高める。
- 例えば、本プランの個別事業の検証に行政事業レビュー等も十分に活用しつつ、本プランのアウトカム指標等を、行政事業レビューシートの目標・指標の見直しに活用する。また、本プランの分析・検証の成果を、租税特別措置・補助金の見直しにおいても活用する。

## 2. E B P M推進に向けた今後の課題及び進め方

- E B P Mアクションプラン2024に基づく取組を通じて、ロジックモデルの改善が進んだほか、分析手法や活用データの具体化、関係府省庁におけるノウハウの蓄積など、政策効果の分析・検証に向けて進展が見られた。
- 引き続き、関係府省庁、行政改革推進会議や関係機関等とも連携し、E B P Mを活用した分析・検証を本格化し、政策立案の質の向上を図っていく。

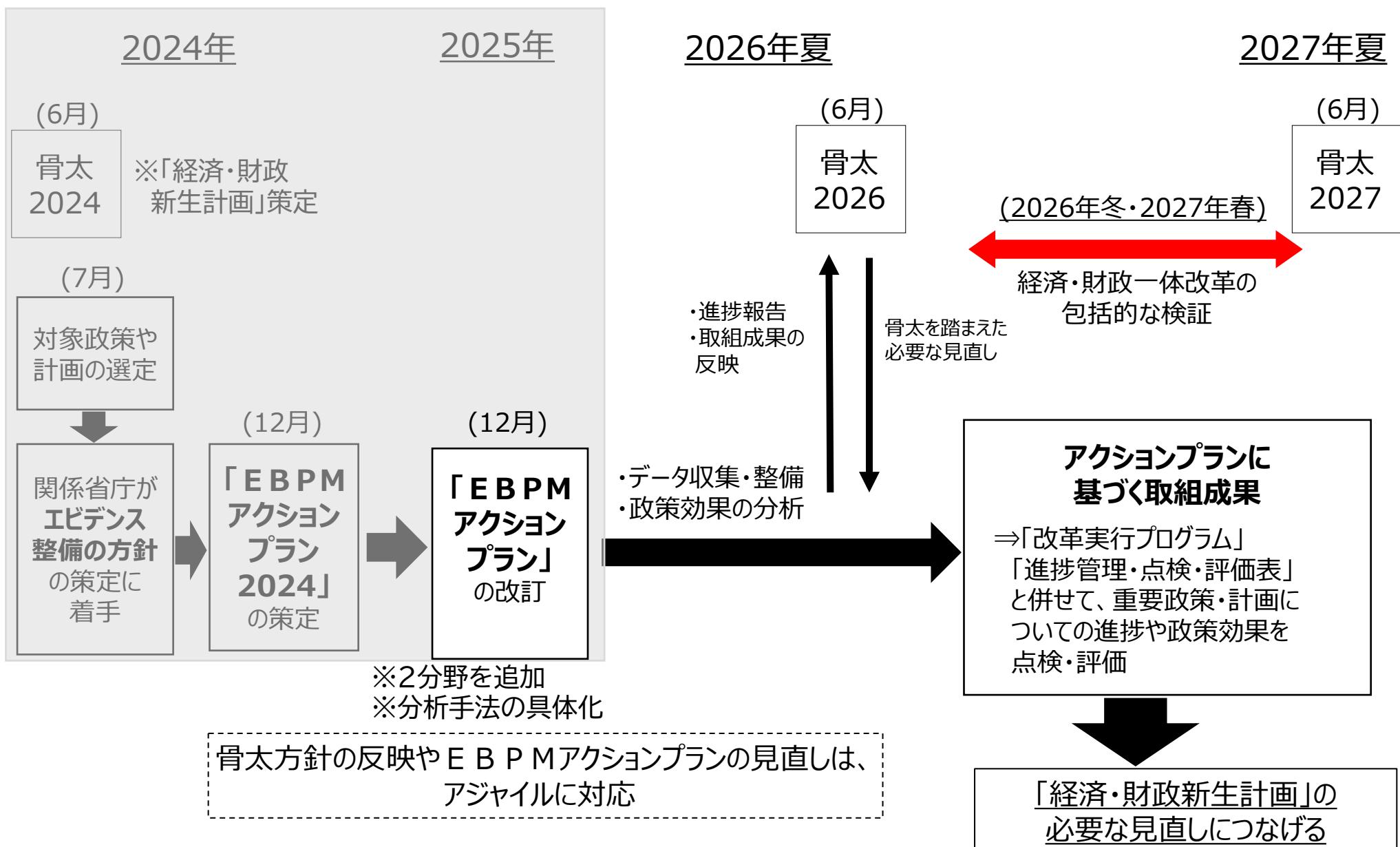
### E B P Mによる分析・検証の実践

- 分野ごとに政策の進展やデータの蓄積などに差はあるが、E B P Mによる政策効果の分析・検証を本格化させていく。
- 2026年春には、分野ごとのデータの蓄積の状況等を踏まえつつ、本アクションプランに基づく分析・検証に着手し、「進捗管理・点検・評価表」等による点検・評価と合わせて、可能なものから、骨太方針への反映を目指す。
- また、2027年春までに行う「経済・財政新生計画」の3年後の包括的な検証も見据え、活用データ（比較対象となる群のデータも含む）の整備や、必要に応じたKGI・KPI等の見直しなどを引き続き進める。

### E B P M向上のための検討の方向性

- **施策の質の向上につなげる評価の視点**
  - ・ 省庁間・分野横断的な施策の深化
  - ・ 新技術の利活用によるサービス向上・生産性向上
  - ・ 地域の違いをはじめとする属性の違いを考慮した評価
  - ・ 現場における施策の実装、浸透の科学的検証の視点
  - ・ 成果の発現に時間を要する分野の評価（進捗や中間的な成果を確認できる中間アウトカムの設定など）
  - ・ Well-being向上の視点
- **E B P Mのノウハウの向上**
  - ・ 外部有識者等の知見の活用、先行研究の活用
  - ・ 検証データのオープン化等研究者・関係機関等と協働できる基盤
- **データ利活用の推進**
  - ・ 行政記録情報、ビッグデータ、政策・業務のDX化により蓄積される新規データなどの活用
  - ・ 国・地方自治体等のデータの標準化、分野横断的なデータ連携基盤の構築、データベース・ダッシュボードの整備など、データ利用環境の整備

## (参考)「EBPMアクションプラン」のスケジュール



# 各論

## 「EBPMアクションプラン2025」が対象とした重要政策・計画

分野	重要政策・計画
社会保障	効率的な医療の提供体制の構築 (地域医療構想、医師の偏在是正等)
	2040年以降を見据えた介護サービス提供体制の構築
	年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備
少子化・こども	急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策 (子ども未来戦略)
文教	質の高い公教育の再生
	高等教育の機能強化
科学技術	研究・イノベーション力の向上
社会資本整備	広域のまちづくり
地方行財政	地域未来戦略（※）
防衛	防衛生産・技術基盤の維持・強化
多年度投資	2050年カーボンニュートラルに向けたGXへの投資 (GX実現に向けた基本方針、GX2040ビジョン)
	半導体関連の国内投資促進

※令和7年11月11日に「新しい地方経済・生活環境創生本部」及び「新しい地方経済・生活環境創生会議」を廃止し、新たに「地域未来戦略本部」が設置された。「地方創生に関する総合戦略」が12月23日に閣議決定されたが、今後、当該分野のEBPMアクションプランに反映する予定。その上で、「地域未来戦略」の政策パッケージを来年夏までに取りまとめる予定となっている。

# 1. 効率的な医療の提供体制の構築（地域医療構想、医師の偏在是正等）

---

## 1. 政策体系の概要

政策目標：国民皆保険の持続可能性を堅持しつつ、国民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、可能な限り長く、健康で有意義な生活を送りながら活躍できる社会を実現する。

- ①2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増加や現役世代の減少等社会構造の変化に対応する医療提供体制の確保を図る。
- ②国民の生活の質の維持及び向上を確保する観点から、今後、医療費が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図る。
- ③医療DXを推進し、保健・医療・介護の情報について、その利活用を推進することにより、サービスの効率化を図るとともに、国民自身の予防を促進し、より良質な医療やケアを受けられるようにする。

## 最終アウトカム指標

## 中間アウトカム指標

## 関連施策

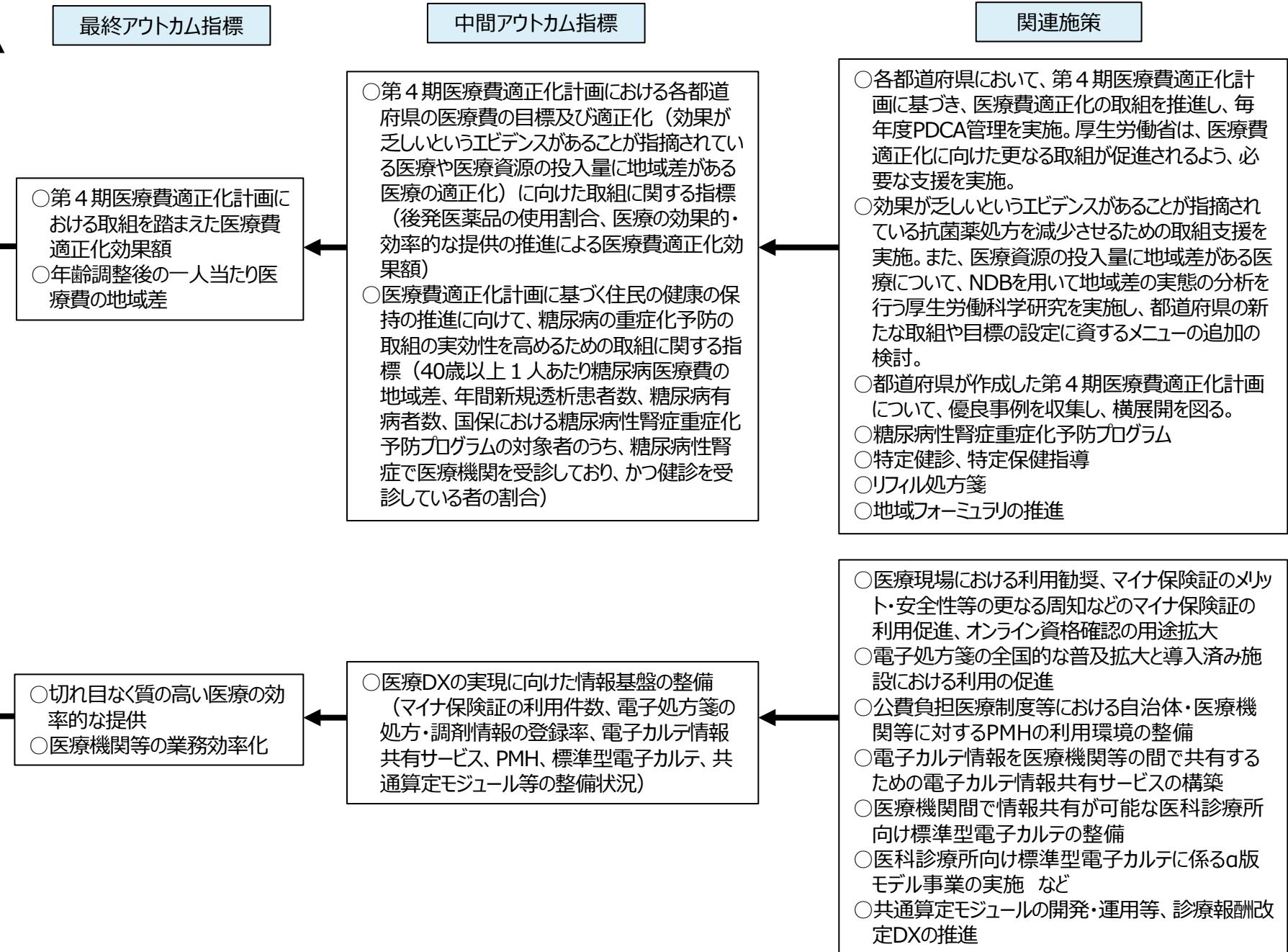
- 2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の実現  
※新たな地域医療構想における指標については、今後のガイドラインの検討等を踏まえ、2026年内に設定。

- 医師偏在是正の達成  
※医師偏在是正に向けた総合的な対策のパッケージを踏まえた指標については、今後のガイドラインの検討等を踏まえ、2026年春までに結論を得る。

- 病床について、地域の実情を踏まえた調査に基づき行われる、不可逆的な病床削減を前提として、今後、改めて設定。
- 都道府県における新たな地域医療構想の策定において、地域医療構想策定支援ツールなどの国が示したデータやかかりつけ医機能報告等のデータを活用しながら都道府県毎の状況分析を行ってその内容を新たな地域医療構想の策定に活用した都道府県数【長期】

- 2027年度からの第8次医師確保計画（後期）の策定・具体化に向けて、国が示したデータ等の活用に加え、医療機関へのヒアリング等を通じた実態把握を行ってその内容を医師確保計画の具体化に活用した都道府県数 等【長期】  
※医師偏在是正に向けた総合的な対策のパッケージを踏まえ、新たな施策に基づく効果検証が行えるよう、適切なKPIの設定を行う。

- 地域医療構想調整会議における地域の協議・調整
- 重点支援区域の設定による支援
- 病床について、地域の実情を踏まえた調査に基づき行われる、不可逆的な病床削減を図るための必要な措置
- 新たな地域医療構想の検討、ガイドラインの発出
- かかりつけ医機能報告
- 医師偏在是正に向けた総合的な対策パッケージの検討、ガイドラインの発出



## 2. 検証事項

①

(1)新たな地域医療構想に向けた病床削減

・病床について、地域の実情を踏まえた調査に基づき行われる、不可逆的な病床削減を前提として、今後、改めて設定。

(2)2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の推進

・2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の検討やかかりつけ医機能の確保を含むガイドラインの策定など、国による検討・支援が、都道府県における新たな地域医療構想の策定にどのように寄与しているか。

(3)医師偏在の是正

・厚生労働省において2024年末に策定した医師偏在の是正に向けた総合的な対策のパッケージが、医師偏在の是正の取組にどのように寄与しているか。

②

・医療費適正化計画に基づく医療の効率的な提供の推進に向けた取組の実効性を高めるため、都道府県においてどのような取組が必要か。

・医療費適正化計画に基づく住民の健康の保持の推進に向けて、例えば糖尿病の重症化予防の取組について、実効性を高めるため、都道府県においてどのような取組が必要か。

③

・「医療DXの推進に関する工程表」（令和5年6月2日 医療DX推進本部決定。以下「工程表」という。）に基づく医療DXの実現に向けた取組により、必要な診療情報等の共有による医療サービスの質の向上及び効率的な提供に関するエビデンスの収集をいかに行っていくか。

## 【医療提供体制】

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A 地域医療構想調整会議の実施状況における影響	厚生労働省から都道府県宛に調査を実施。	厚生労働省から都道府県宛に実施する調査
B 重点支援区域の取組状況における影響	厚生労働省において選定した重点支援区域の取組状況を都道府県へのヒアリングにより把握。	厚生労働省から都道府県宛てに実施するヒアリング
C 地域の実情を踏まえた調査に基づき行われる、不可逆的な病床削減を図るために必要な措置における影響	病床について、地域の実情を踏まえた調査に基づき行われる、不可逆的な病床削減を前提として、今後、改めて設定。	厚生労働省から都道府県宛に実施する調査
D 新たな地域医療構想の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・厚生労働省において、2040年頃を見据えて実現すべき医療機能の分化・連携の在り方について、国内のみならず国外も含めた論文調査やNDBデータを用いた分析を実施。</li> <li>・都道府県からの提出を受けて新たな地域医療構想の策定状況を把握。</li> <li>・地域医療構想策定支援ツールやかかりつけ医機能の確保を含むガイドラインなどを踏まえ、都道府県が実施した都道府県毎の状況分析や関係者の調整（地域医療構想調整会議の開催）等を分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内外の論文調査やNDBデータ</li> <li>・都道府県からの提出により把握する新たな地域医療構想の策定状況</li> </ul>
E 第8次医師確保計画（後期）の策定状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県からの提出を受けて第8次医師確保計画（後期）の策定状況を把握。</li> <li>・医師偏在是正に向けたガイドラインなどを踏まえ、都道府県が実施したヒアリング等の実態把握の状況を分析。</li> </ul>	都道府県からの提出により把握する第8次医師確保計画（後期）の策定状況

### 4. 分析・検証体制

- ・(A)～(E)の分析について、研究者を含む関係者にて構成する地域医療構想及び医師確保計画に関するWG等において報告・評価を実施。
- ・重点支援区域の取組状況に対する支援等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

## 5. ロードマップ

分析・検証	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度以降
A. 地域医療構想調整会議の実施状況における影響		都道府県宛ての調査、分析を実施		
B. 重点支援区域の取組状況における影響		都道府県宛てのヒアリング、分析を実施		
C. 地域の実情を踏まえた調査に基づき行われる、不可逆的な病床削減を図るために必要な措置における影響		都道府県宛ての調査、分析を実施		
D. 新たな地域医療構想の策定状況	必要に応じて制度改正  ※2024年度中から国内外の論文調査やNDBデータの分析を実施し、新たな地域医療構想について検討。また、2025年度中にかかりつけ医機能の確保に関するガイドラインを発出。	国でガイドラインの検討・発出	都道府県における新たな地域医療構想の策定	新たな地域医療構想の取組の開始
E. 第8次医師確保計画（後期）の策定状況	必要に応じて制度改正  ※2024年度中から国内外の論文調査や各種統計調査を活用し、第8次医師確保計画（後期）について検討。	国でガイドラインの検討・発出	都道府県における第8次医師確保計画（後期）の策定	第8次医療確保計画（後期）の開始

## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを地域医療構想及び医師確保計画に関するWG等にフィードバックし、2040年頃を見据えた新たな地域医療構想の推進、医師偏在対策の推進に活用。

## 【医療費適正化】

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A 都道府県における医療費適正化に向けた取組の実施状況及び効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県において、第4期医療費適正化計画の進捗状況について公表し、国において分析。</li> <li>・2024年度に実施する第3期医療費適正化計画の実績評価により、都道府県において当該計画の目標の達成状況及び施策の実施状況の調査及び分析を実施。</li> <li>・都道府県が作成した第4期医療費適正化計画について、優良事例を収集。</li> <li>・医療資源の投入量に地域差がある医療と効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療について、地域差の実態等を分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各都道府県における第4期都道府県医療費適正化計画及び同計画の進捗状況</li> <li>・第3期都道府県医療費適正化計画の実績評価</li> <li>・NDBデータ</li> </ul>
B 糖尿病医療費の地域差等	<p>「経済・財政新生計画 進捗管理・点検・評価表2025」（2025年5月26日）において、「医療費適正化計画に基づく住民の健康の保持の推進に向けて糖尿病の重症化予防の取組の実効性を高めるためのNDBデータ等取組に関する指標」として「40歳以上1人あたり年齢調整後糖尿病医療費の地域差」等を設定したことを踏まえて、国において地域差等の見える化を実施。</p>	

### 4. 分析・検証体制

- ・(A) の分析・検証においては、各都道府県において、第4期医療費適正化計画（2024年度から2029年度まで）に基づき、医療費適正化の取組を推進するとともに、国から示した医療費適正化計画のP D C Aに関する様式をもとに、各都道府県において医療費の地域差縮減に資するよう、厚生労働省から提供された他県と比較した分析を行うためのデータセットを活用して毎年度P D C A管理を行い、その結果を都道府県HPに公表し、厚生労働省へ報告するとともに、厚生労働省は、医療費の地域差の縮減を含む医療費適正化に向けた更なる取組が促進されるよう、必要な支援を実施する。また、第4期都道府県医療費適正化計画について、優良事例の収集を行う。  
効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療と医療資源の投入量に地域差がある医療について、N D Bを用いて地域差の実態等の分析を行う厚生労働科学研究を実施する。
- ・(B) の分析・検証においては、民間事業者にNDBデータ等を用いたデータの集計を委託。結果を都道府県に共有することで、都道府県における糖尿病の重症化予防の取組を推進。

## 5. ロードマップ

分析・検証	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度以降
A. 都道府県における医療費適正化に向けた取組の実施状況及び効果	第4期医療費適正化計画の実施、進捗状況の公表  厚生労働科学研究の実施	第4期医療費適正化計画の実施、進捗状況の公表  国において、計画の進捗状況について分析・横展開	第4期医療費適正化計画の実施、進捗状況の公表  国において、計画の進捗状況について分析・横展開	第4期医療費適正化計画の実施、進捗状況の公表  国において、計画の進捗状況について分析・横展開
B. 糖尿病医療費の地域差	国において、糖尿病医療費の地域差等の見える化を実施	国において、糖尿病医療費の地域差等の見える化を実施  都道府県において、見える化の結果を踏まえ更なる取組を検討	国において、糖尿病医療費の地域差等の見える化を実施  都道府県において、見える化の結果を踏まえ更なる取組を検討	国において、糖尿病医療費の地域差等の見える化を実施  都道府県において、見える化の結果を踏まえ更なる取組を検討

## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを都道府県に共有し、各都道府県における医療費適正化計画に基づく医療の効率的な提供の推進に向けた取組や住民の健康の保持の推進に向けた取組の実施に活用するほか、必要に応じ、計画の見直し等に活用。

## 【医療DX】

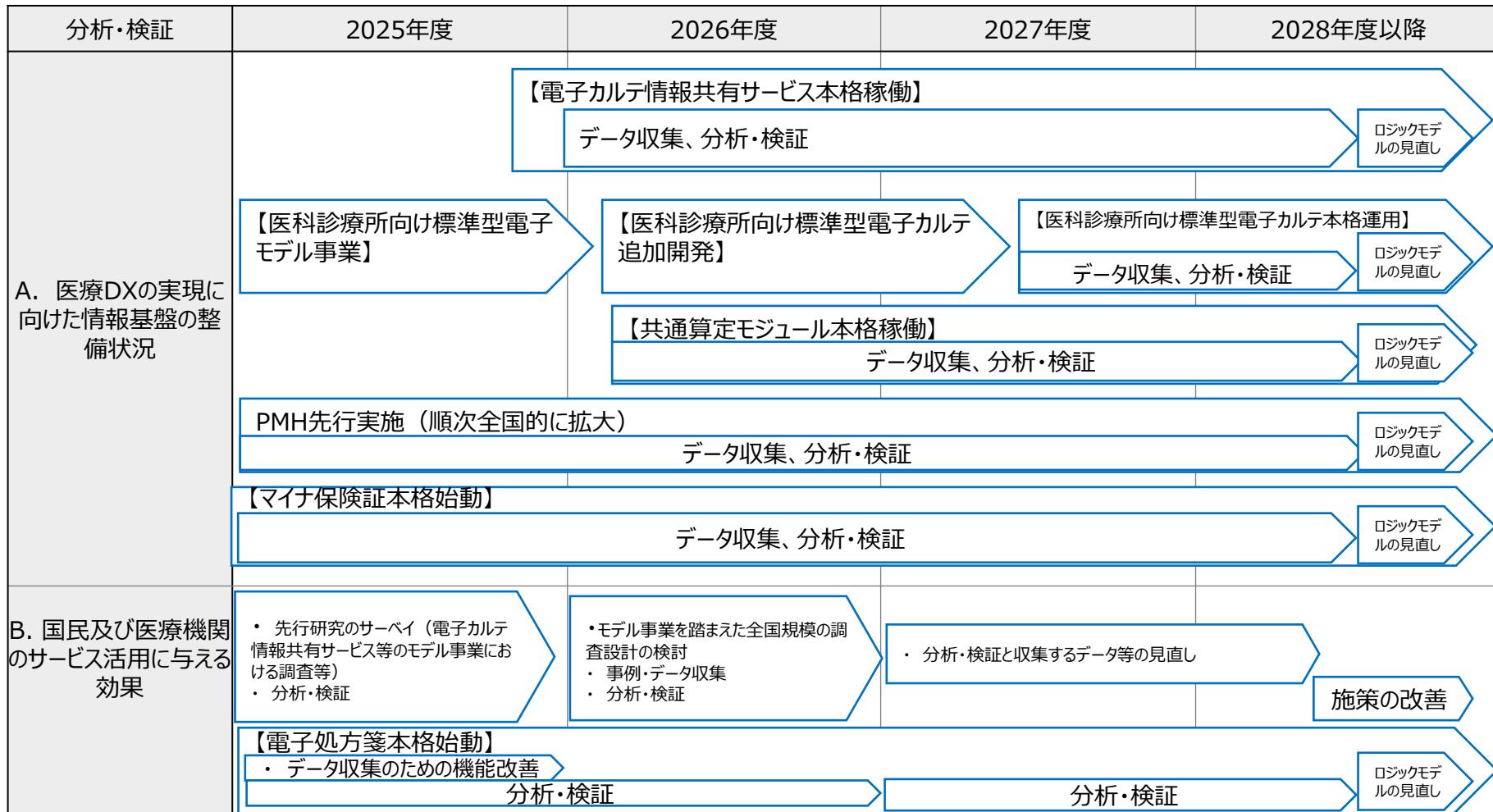
### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等		分析・検証方法	用いるデータ等
A	医療DXの実現に向けた情報基盤の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナ保険証の利用件数、診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数を算出し、医療現場における利用勧奨、マイナ保険証のメリット・安全性等の更なる周知などのマイナ保険証の利用促進、オンライン資格確認の用途拡大などの施策の効果を分析する。</li> <li>患者の医療情報を共有するための電子カルテを整備する医療機関への電子処方箋の導入割合</li> <li>保険制度下における処方箋枚数に対する調剤結果登録数の割合</li> <li>全国の医療機関数及び自治体数から電子カルテ情報共有サービス、共通算定モジュールおよびPMHの普及率を算出し、利用医療機関及び利用自治体の全国の分布の傾向を分析する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マイナ保険証の利用件数、診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数</li> <li>電子カルテ情報共有サービスに参加した医療機関数及び電子処方箋の運用を開始した医療機関数</li> <li>電子処方箋システムを導入した薬局から電子処方箋管理サービスに登録された調剤結果登録数</li> <li>レセプトベースの処方箋枚数</li> <li>電子カルテ情報共有サービスに参加した医療機関数</li> <li>PMHの利用を開始した自治体数</li> <li>電子カルテ未導入の診療所が標準型電子カルテ（a版）のモデル事業に参加した医療機関数</li> <li>医療施設調査</li> <li>共通算定モジュールの利用を開始した医療機関数</li> </ul>
B	国民及び医療機関のサービス活用に与える効果		
	①救急の現場での医療情報の閲覧が、効率的・効果的な医療の提供に結び付いているか	マイナ保険証を活用した、レセプト情報等に基づく医療情報閲覧を行うことで、救急現場における診療や検査の効率化に与える影響の検証及び効果の最大化に関する影響因子等を検証する。	マイナ保険証の利用件数、救急時医療情報閲覧機能による、診療/薬剤・特定健診等情報閲覧の利用件数
B	②電子処方箋の普及が重複投薬等の適正化に与える影響	電子処方箋を導入後の医療機関・薬局における重複投薬等チェックの活用による効果額など施策の効果を分析する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子処方箋を導入した医療機関・薬局における重複投薬等チェック実行件数</li> <li>薬剤の変更内容</li> <li>調剤の平均剤数</li> </ul>
	③電子カルテ情報の共有が医療機関の事務効率化に与える影響	電子カルテ情報共有サービスを活用した、文書情報の電子的な送付、電子カルテ情報等の閲覧等に係る状況を分析し、より質の高い効率的な医療提供及び医療機関における業務効率化に与える影響に関する調査研究をモデル事業実施地域において実施する。それをふまえ医療DXに関する取組の本格実施後における実態を踏まえて、評価指標の適切さも含めて、検討する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子カルテ情報共有サービスに参加した医療機関における情報閲覧の利用件数及び診療情報提供書等の文書の送付数</li> <li>医科診療所向け標準型電子カルテを電子カルテを導入した医療機関数</li> <li>上記に参加及び導入した医療機関にこれらの利用状況に関するアンケート調査等を実施</li> </ul>

## 4. 分析・検証体制

- （A）の分析・検証においては、医療DXの実現に向けた基盤整備の状況を見る化しつつ、複数のデータから基盤整備に関する傾向を分析するため、民間事業者に委託することを含め検討。なお、電子処方箋の導入医療機関・薬局の割合は、令和6年7月から電子処方箋の導入状況に関するダッシュボードを活用して都道府県別に導入状況をわかりやすく見える化している。
- （B）の分析・検証においては、民間事業者に委託することを検討。その際、医療DXに関する取組の本格実施後における実態を踏まえて、エビデンスが確からしいか検証を行った上で、適切な調査設計を行う。
- 「全国医療情報プラットフォーム開発事業」等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

## 5. ロードマップ<sup>9</sup>



## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを踏まえ、「医療DX工程表」の進捗管理や、より利便性向上に資する施策の検討に活用。

# これまでの主な議論（新たな地域医療構想の基本的な方向性（案））

## 現行の地域医療構想

### 病床の機能分化・連携

団塊の世代が全て75歳以上となる2025年に向けて、高齢者の医療需要が増加することが想定される。

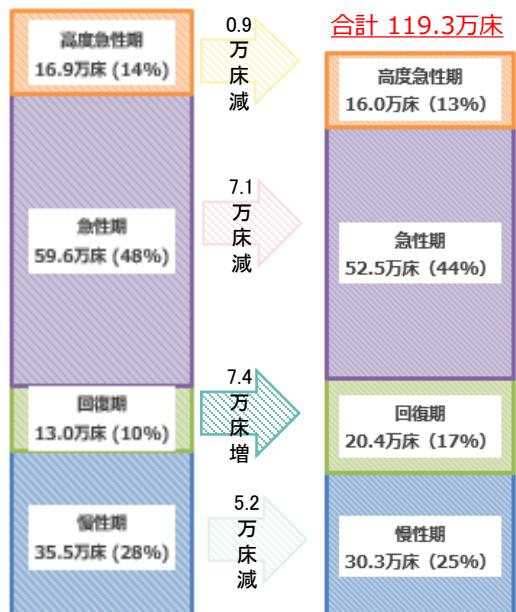
このため、約300の構想区域を対象として、病床の機能分化・連携を推進するための2025年に向けた地域医療構想を策定。

#### ＜全国の報告病床数と必要病床数＞

2015年の報告病床数  
合計 125.1万床

2023年の報告病床数  
合計 119.3万床

2025年の必要病床数  
(推計)  
合計 119.1万床



## 新たな地域医療構想

**入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携等を含む、医療提供体制全体の課題解決を図るために地域医療構想へ**

2040年頃に向けて、医療・介護の複合ニーズ等を抱える85歳以上の増加、人材確保の制約、地域差の拡大が想定される。

こうした中、限られた医療資源で、増加する高齢者救急・在宅医療需要等に対応するため、病床の機能分化・連携に加え、医療機関機能（高齢者救急の受入、在宅医療の提供、救急・急性期の医療提供等）に着目し、地域の実情に応じて、「治す医療」を担う医療機関と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、医療機関の連携・再編・集約化を推進。

#### ＜新たな地域医療構想における基本的な方向性＞

##### 地域の患者・要介護者を支えられる地域全体を俯瞰した構想

85歳以上の高齢者の増加に伴う高齢者救急や在宅医療等の医療・介護需要の増大等、2040年頃を見据えた課題に対応するため、入院に限らず医療提供体制全体を対象とした地域医療構想を策定する。

##### 今後の連携・再編・集約化をイメージできる医療機関機能に着目した医療提供体制の構築

病床機能だけでなく、急性期医療の提供、高齢者救急の受け皿、在宅医療提供の拠点等、地域で求められる医療機関の役割も踏まえ医療提供体制を構築する。

##### 限られたマンパワーにおけるより効率的な医療提供の実現

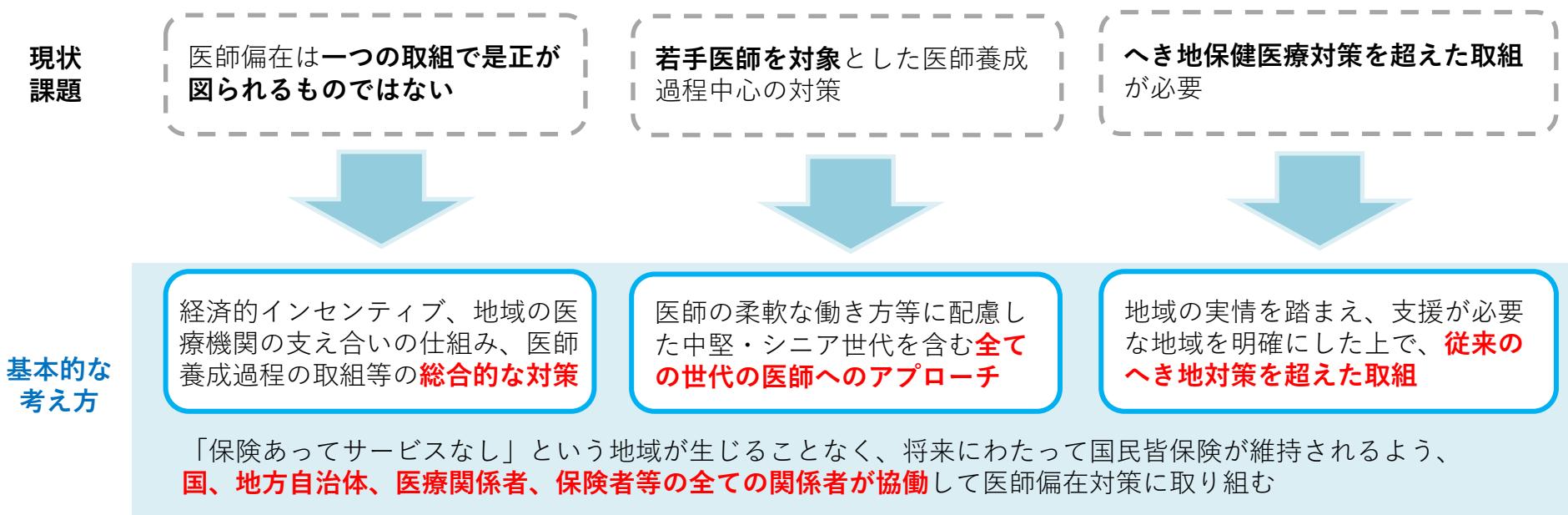
医療DXや働き方改革の取組、地域の医療・介護の連携強化等を通じて、生産性を向上させ、持続可能な医療提供体制モデルを確立する。

※ 都道府県において、令和8年度（2026年度）に新たな地域医療構想を策定し、令和9年度（2027年度）から取組を開始することを想定

- 地域ごとに人口構造が急激に変化する中で、将来にわたり地域で必要な医療提供体制を確保し、適切な医療サービスを提供するため、以下の基本的な考え方に基づき、制度改正を含め必要な対応に取り組み、**実効性**のある総合的な医師偏在対策を推進する。
- 総合的な医師偏在対策について、医療法に基づく**医療提供体制確保の基本方針**に位置付ける。

※ 医師偏在対策は、新たな地域医療構想、働き方改革、美容医療への対応、オンライン診療の推進等と一体的に取り組む。

## 【基本的な考え方】



- ・ 医師偏在対策の効果を施行後5年目途に検証し、十分な効果が生じていない場合には、更なる医師偏在対策を検討
- ・ 医師確保計画により3年間のP D C Aサイクルに沿った取組を推進

## 【総合的な対策パッケージの具体的な取組】

若手

中堅・シニア世代

## 医師養成過程を通じた取組

## &lt;医学部定員・地域枠&gt;

- ・医学部臨時定員について、医師の偏在対策に資するよう、都道府県等の意見を十分に聞きながら、必要な対応を進める
- ・医学部臨時定員の適正化を行う医師多数県において、大学による恒久定員内の地域枠設置等への支援を行う
- ・今後の医師の需給状況を踏まえつつ、2027年度以降の医学部定員の適正化の検討を速やかに行う

## &lt;臨床研修&gt;

- ・広域連携型プログラム※の制度化に向けて令和8年度から開始できるよう準備
- ※ 医師少数県等で24週以上の研修を実施

## 医師確保計画の実効性の確保

## &lt;重点医師偏在対策支援区域&gt;

- ・今後も定住人口が見込まれるが人口減少より医療機関の減少スピードが速い地域等を「重点医師偏在対策支援区域」と設定し、優先的・重点的に対策を進める
- ・重点区域は、厚労省の示す候補区域を参考としつつ、都道府県が可住地面積あたり医師数、アクセス、人口動態等を考慮し、地域医療対策協議会・保険者協議会で協議の上で選定（市区町村単位・地区単位等を含む）

## &lt;医師偏在是正プラン&gt;

- ・医師確保計画の中で「医師偏在是正プラン」を策定。地対協・保険者協議会で協議の上、重点区域、支援対象医療機関、必要な医師数、取組等を定める

※ 医師偏在指標について、令和9年度からの次期医師確保計画に向けて必要な見直しを検討

## 地域偏在対策における経済的インセンティブ等

## &lt;経済的インセンティブ&gt;

- ・令和8年度予算編成過程で重点区域における以下のような支援について検討

- ・診療所の承継・開業・地域定着支援（緊急的に先行して実施）
- ・派遣医師・従事医師への手当増額（保険者から広く負担を求め、給付費の中で一体的に捉える。保険者による効果等の確認）
- ・医師の勤務・生活環境改善・派遣元医療機関へ支援

※ これらの支援については事業費総額等の範囲内で支援

- ・医師偏在への配慮を図る観点から、診療報酬の対応を検討

## &lt;全国的なマッチング機能の支援、リカレント教育の支援&gt;

- ・医師の掘り起こし、マッチング等の全国的なマッチング支援、総合的な診療能力を学び直すためのリカレント教育を推進

## &lt;都道府県と大学病院等との連携パートナーシップ協定&gt;

- ・都道府県と大学病院等で医師派遣・配置、医学部地域枠、寄附講座等に関する連携パートナーシップ協定の締結を推進

## 地域の医療機関の支え合いの仕組み

## &lt;医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の対象医療機関の拡大等&gt;

- ・対象医療機関に公的医療機関及び国立病院機構・地域医療機能推進機構・労働者健康安全機構の病院を追加

- ・勤務経験期間を6か月以上から1年以上に延長。施行に当たって柔軟な対応を実施

## &lt;外来医師過多区域における新規開業希望者への地域で必要な医療機能の要請等&gt;

- ・都道府県から外来医師過多区域の新規開業希望者に対し、開業6か月前に提供予定の医療機能等の届出を求める、協議の場への参加、地域で不足する医療や医師不足地域での医療の提供の要請を可能とする

- ・要請に従わない医療機関への医療審議会での理由等の説明の求めや勧告・公表、保険医療機関の指定期間の6年から3年等への短縮

## &lt;保険医療機関の管理者要件&gt;

- ・保険医療機関に管理者を設け、2年の臨床研修及び保険医療機関(病院に限る)において3年等保険診療に従事したことを要件とし、責務を課す

## 診療科偏在の是正に向けた取組

- ・必要とされる分野が若手医師から選ばれるための環境づくり等、処遇改善に向けた必要な支援を実施

- ・外科医師が比較的長時間の労働に従事している等の業務負担への配慮・支援等の観点での手厚い評価について必要な議論を行う

## 趣旨

- かかりつけ医機能については、これまで医療機能情報提供制度における国民・患者への情報提供や診療報酬における評価を中心取り組まれてきた。一方で、医療計画等の医療提供体制に関する取組はこれまで行われていない。
- 今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。
- その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、
  - ・ 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を選択できるための情報提供を強化し、
  - ・ 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。

## 概要

### (1) 医療機能情報提供制度の刷新（令和6年4月施行）

- かかりつけ医機能（「 身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と定義）を十分に理解した上で、自ら適切に医療機関を選択できるよう、医療機能情報提供制度による国民・患者への情報提供の充実・強化を図る。

### (2) かかりつけ医機能報告の創設（令和7年4月施行）

- 慢性疾患有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能（①日常的な診療の総合的・継続的実施、②在宅医療の提供、③介護サービス等との連携など）について、各医療機関から都道府県知事に報告を求ることとする。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関が、かかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表する。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場で、必要な機能を確保する具体的方策を検討・公表する。

### (3) 患者に対する説明（令和7年4月施行）

- 都道府県知事による（2）の確認を受けた医療機関は、慢性疾患有する高齢者に在宅医療を提供する場合など外来医療で説明が特に必要な場合であって、患者が希望する場合に、かかりつけ医機能として提供する医療の内容について電磁的方法又は書面交付により説明するよう努める。

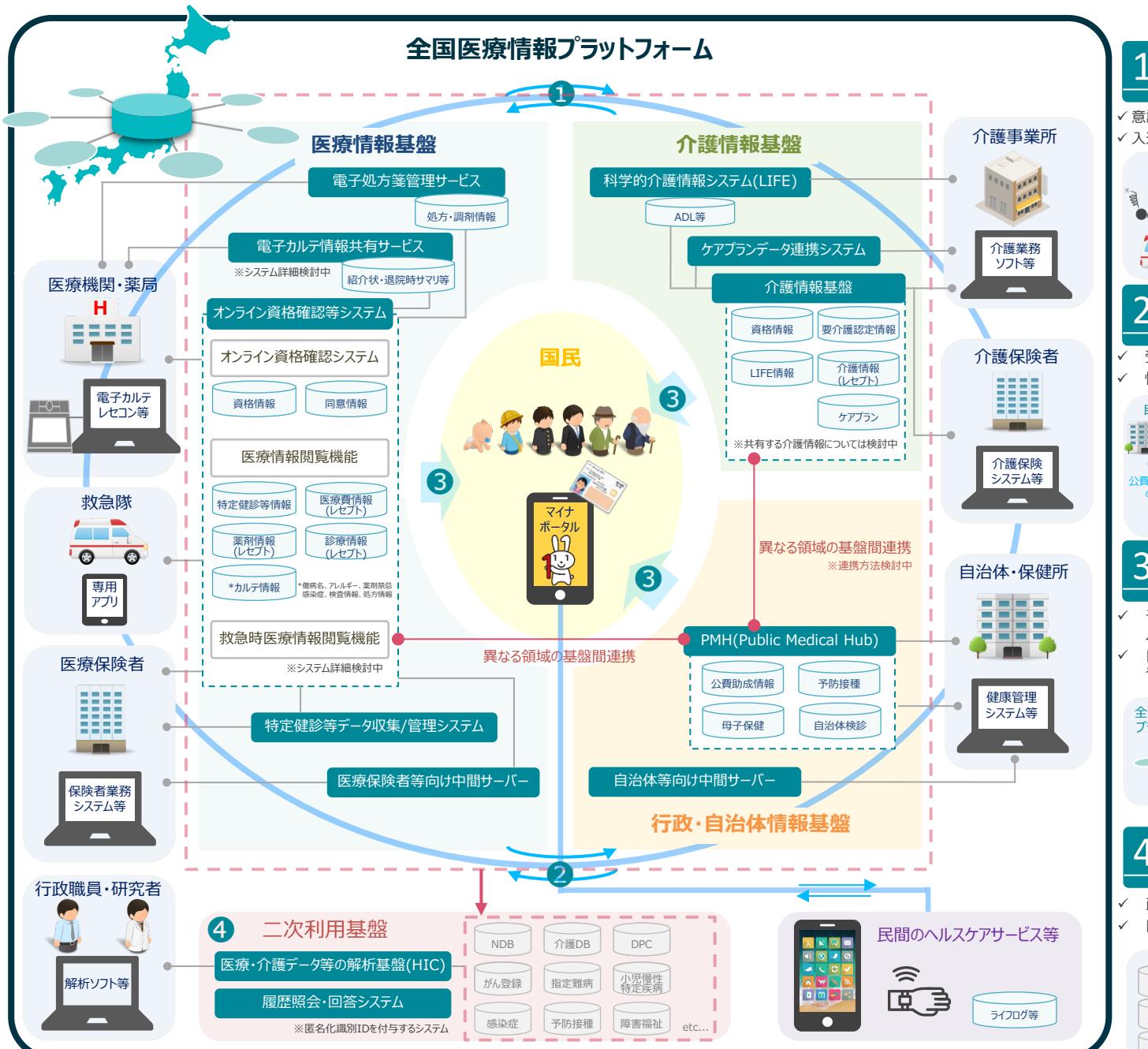
# 医療費適正化計画（概要）について

国民の適切な医療の確保を図る観点から、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進するため、国・都道府県は、医療費適正化計画を定めている。

- ▶ 根拠法 : 高齢者の医療の確保に関する法律
- ▶ 作成主体 : 国、都道府県
- ▶ 計画期間 : 6年 ※第1期・第2期は5年  
(第1期: 2008-2012年度、第2期: 2013-2017年度、第3期: 2018-2023年度、第4期: 2024-2029年度)
- ▶ 主な記載事項 : ①医療費の見込み
  - ②住民の健康の保持の推進に関する目標・取組
  - ③医療の効率的な提供の推進に関する目標・取組
  - ④医療計画を踏まえ見込まれる病床の機能の分化及び連携の推進の成果

## 【第4期医療費適正化計画の目標・取組】

取組	
住民の健康の保持の推進	特定健診・特定保健指導の実施率 メタボの該当者・予備群 たばこ対策、予防接種、重症化予防、高齢者の疾病・介護予防など
医療の効率的な提供の推進	後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 医薬品の適正使用 医療資源の効果的・効率的な活用 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供



## 医療DXのユースケース・メリット例»

1

救急・医療・介護現場の切れ目ない情報共有

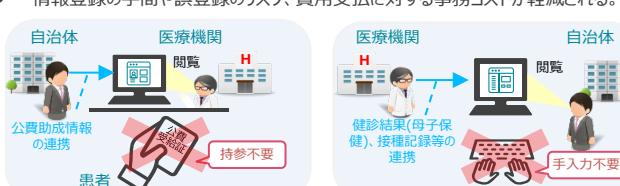
- ✓ 意識不明時に、検査状況や薬剤情報等が把握され、迅速に的確な治療を受けられる。
  - ✓ 入院時等に、医療・介護関係者が状況が共有され、より良いケアを効率的に受けられる。



1

#### 療機関・自治体サービスの効率化・負担軽減

- ✓ 受診時に、公費助成対象制度について、紙の受給者証の持参が不要になる。
  - ✓ 情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストが軽減される



1

健康管理・疾患予防・適切な受診等のサポート

- ✓ 予診票や接種券がデジタル化され、速やかに接種勧奨が届くので能動的でスマートな接種ができる。予診票・問診票を何度も手書きしなくて済む。
  - ✓ 自分の健康状態や病態に関するデータを活用し、生活習慣病を予防する行動や、適切な受診判断等につなげることができる。



1

衆衛生・医学・産業の振興に資する二次利用

- ✓ 政策のための分析ができることで、次の感染症危機への対応力強化につながる。
  - ✓ 医療品等の研究開発が促進され、より高い治療的確か診断が可能になる

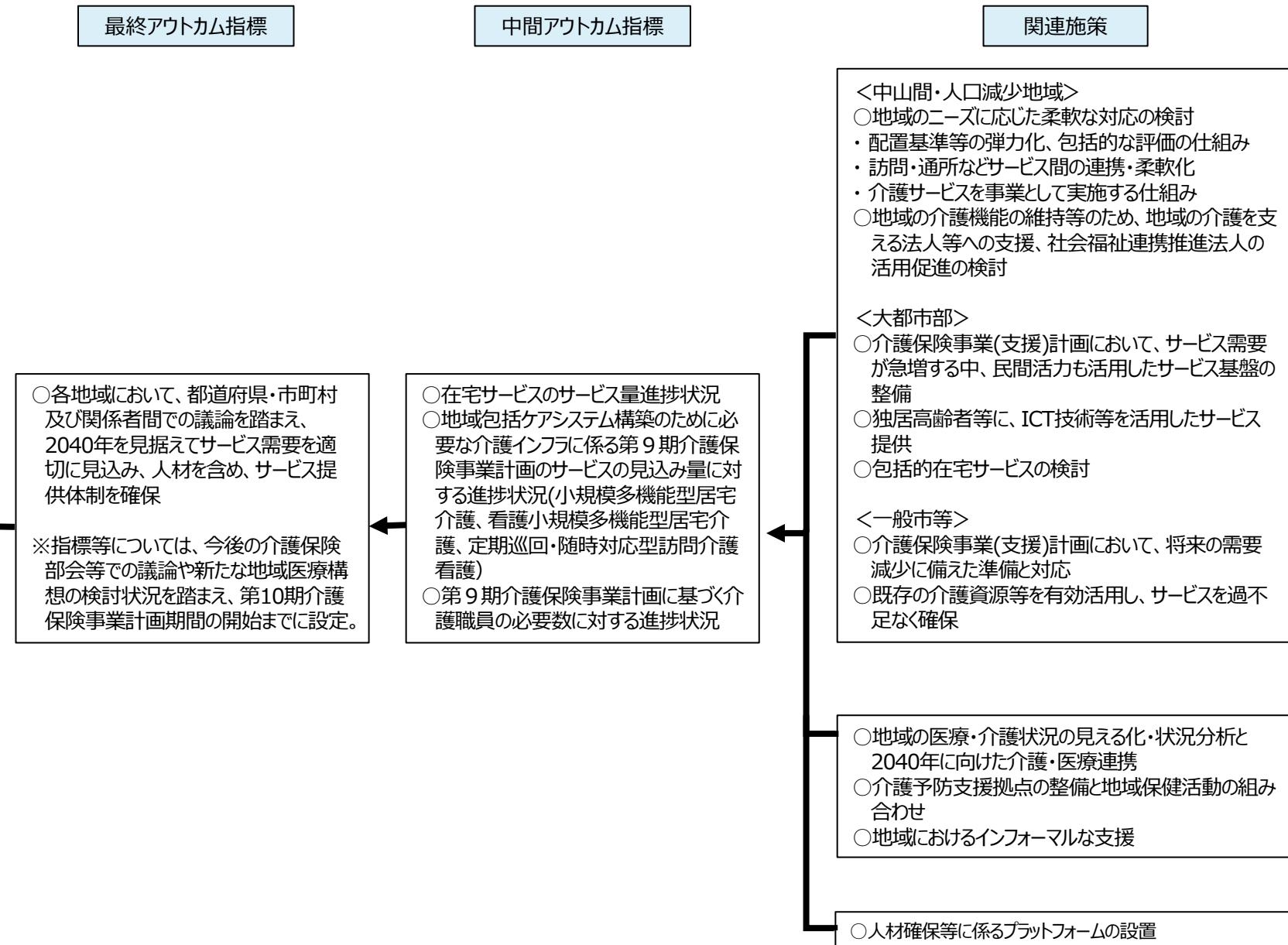


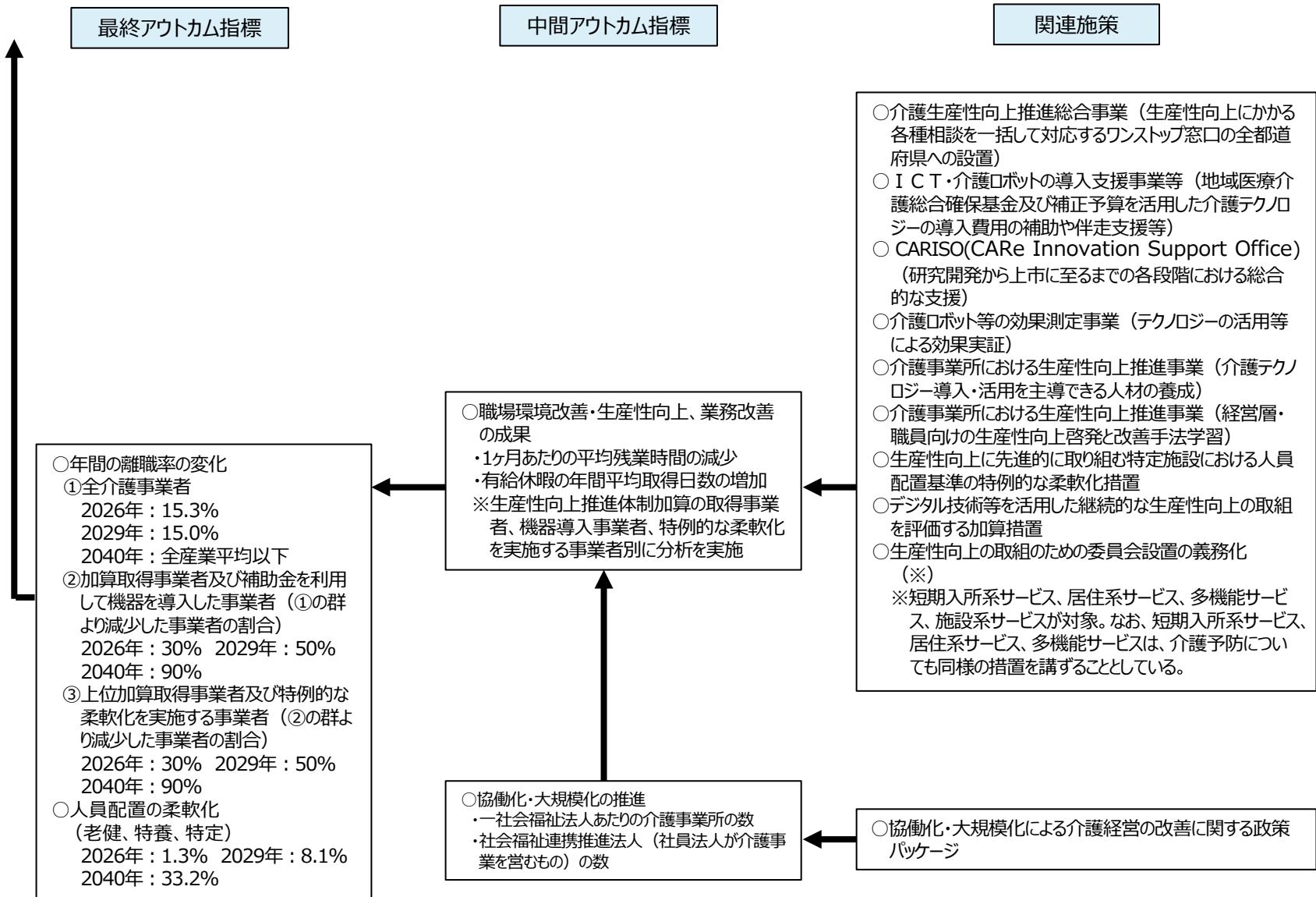
## 2. 2040年以降を見据えた介護サービス提供体制の構築

### 1. 政策体系の概要

政策目標：2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化する中、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者自身が自立して日常生活を営むことができるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制の確保を図る。

- ①2040年に向けて、地域によって高齢化や人口減少のスピードに大きな差があることを踏まえ、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制を構築し、地域包括ケアシステムを深化させる。
- ②職員の業務負担の軽減及び介護サービスの質の向上に資する介護現場の生産性向上を図るために、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めるとともに、生産性向上により効率化した時間は、直接的なケアの業務に充てるとともに職員個人の休暇取得や自己研鑽時間の確保など職員に対する投資にもつなげる。





## **2. 検証事項**

(1)

2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加する。一方で、現役世代の生産年齢人口の減少も見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが課題。また、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには地域によって大きな差が生じることが見込まれ、地域によってサービス需要の変化は様々となる。特に、サービス需要が減少する中山間・人口減少地域について、利用者への介護サービスが適切に提供されるよう、（対象地域を明確化した上で）サービスの柔軟化のための枠組みを講じるなど、2040年を見据えたサービス提供体制の構築ができるか。

(2)

### **(1)職員の業務負担の軽減**

職員の業務負担の軽減を図り、残業時間の削減や有給休暇の取得の増加につなげること等により、介護人材の定着、離職率の低下を通じた介護人材の確保につながる。

※有給休暇の取得状況や残業時間、離職率の変化を、全介護事業者と加算取得事業者・機器導入事業者・特例的柔軟化実施事業者と比較することで、アウトカムと施策の関連性を評価する。

### **(2)介護サービスの質の向上**

上記(1)で生み出された時間を直接的なケアの業務に充てるとともに職員の残業削減や休暇の確実な取得、教育・研修機会の付与など職員への投資を充実させる。

※上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施した事業者の総業務時間に占める利用者と職員が接する時間の割合等をタイムスタディにより把握し、アウトカムと施策の関連性を評価する。

## 【人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制、地域包括ケアシステム】

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

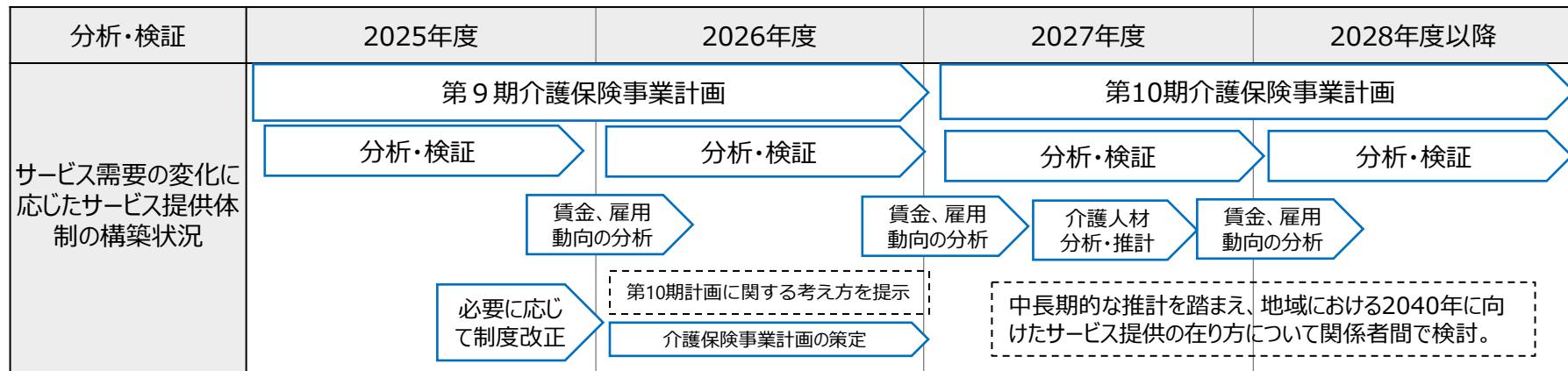
確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケア「見える化システム」等のツールを活用して地域資源を把握し、協議の場を設け地域の関係者と議論をしているかどうかを分析・検証</li> <li>・地域包括ケア「見える化」システムにより地域間比較等による現状分析や自治体の課題を抽出</li> <li>・地域包括ケアシステムの構築状況を総合的に自己点検・自己評価するための点検ツールを自治体に提供、各自治体において地域包括ケアシステムの構築状況を把握</li> <li>・サービス提供体制の確保にあたり、賃金の動向等の雇用環境を把握</li> <li>・介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数に対する進歩状況を把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定者数、受給者数の見込み</li> <li>・介護サービス見込量</li> <li>・介護人材確保の状況</li> <li>・医療介護連携・在宅医療の状況</li> <li>・地域包括ケア「見える化」システム</li> <li>・介護保険事業（支援）計画</li> <li>・インセンティブ交付金の評価指標</li> <li>・賃金の動向</li> <li>・入職、離職の動向</li> <li>・介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数</li> </ul>

※ KGIの指標等は今後の介護保険部会等での議論や新たな地域医療構想の検討状況を踏まえて設定することとしており、具体的な分析・検証方法は今後検討。

### 4. 分析・検証体制

今後の介護保険部会等での議論や新たな地域医療構想の検討状況を踏まえてKGI等の指標を設定することとしており、分析・検証体制についても今後検討。

### 5. ロードマップ



### 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスの検証を通じて地域軸（「中山間・人口減少地域」「一般市等」「大都市部」におけるサービス需要の差）及び時間軸（2040年までの高齢化の状況）を踏まえたサービス提供体制の構築状況や地域包括ケアシステムの整備状況を把握し、高齢者福祉施策に活用。

## 【職場環境改善・生産性向上等】

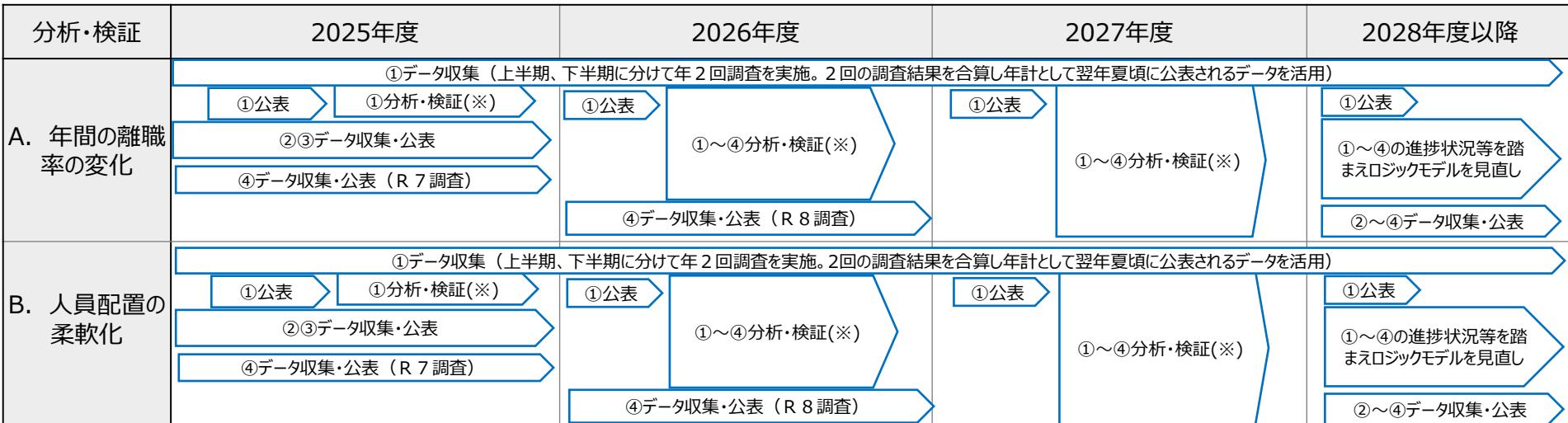
### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等		分析・検証方法	用いるデータ等
A	<p>年間の離職率の変化            ①全介護事業者            ②加算取得事業者及び補助金を利用して機器を導入した事業者            ③上位加算取得事業者及び特例的な柔軟化を実施する事業者            ※介護サービスの質の向上については、③において確認予定</p>	①雇用動向調査より、離職者数を調査実施年1月1日時点の常用労働者数で除した割合 ②③改定検証で実施する該当事業者に対するアンケート調査で集計されたデータを、委託事業者が取りまとめ	①雇用動向調査 ②③改定検証（3年に1度程度。次回は令和7年度実施予定）における該当事業者に対するアンケート調査
B	④人員配置の柔軟化（老健・特養・特定）	④2023年度の介護事業経営実態調査を始点とし、人員配置の変化率を確認（2023年度 老健2.2:1 特養2.0:1 特定2.6:1）	・介護事業経営実態調査（3年に1度。次回は令和8年度公表予定） ・介護事業経営概況調査（3年に1度。次回は令和7年度公表予定）

### 4. 分析・検証体制

デジタル行財政改革会議にて設定したKPIについて、令和6年9月27日に一部のKPIに関する最新の数値をダッシュボード形式で公表している。（A）（B）のデータは令和7年度以降に準備でき次第公表を予定している。ダッシュボードを活用して事業所へのフィードバックを進めることで、生産性向上の成果を見える化することとしている。また、デジタル行財政改革会議事務局が今後定期的に開催を予定する政策改善対話会合などにおいて厚生労働省から外部有識者に対し、取組の進捗状況等を報告する、都道府県ごとに設置する介護現場革新会議等において関係機関とともに、各地域のKPIの進捗状況を確認する、社会保障審議会介護給付費分科会において政策の進捗状況等を議論するなどにより、必要な対応を検討する。「介護テクノロジー開発等加速化事業」等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

### 5. ロードマップ



### 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

（※）検証結果を踏まえ、2028年度より前にロジックモデル・施策を見直すことも想定される。

当該エビデンスを都道府県や政策改善対話会合にフィードバックし、意見を収集するほか、社会保障審議会介護給付費分科会においても政策の進捗状況等を議論する。KPIの進捗管理や、サービス種別などの属性の違いを踏まえた効果的な介護現場における生産性向上支援策の実践に活用。

### 地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

### 2040年に向けた課題

- 人口減少、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加
- サービス需要の地域差。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

### 方向性

#### (1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

##### 【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
- 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等
- ・地域の介護等を支える法人への支援

### 基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援
- ④ 地域の共通課題と地方創生（※）

※ 介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

※ サービス需要変化の地域差に応じて3分類

##### 【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・包括的・在宅サービスの検討

##### 【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

#### (2) 人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上  
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

#### (3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ  
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

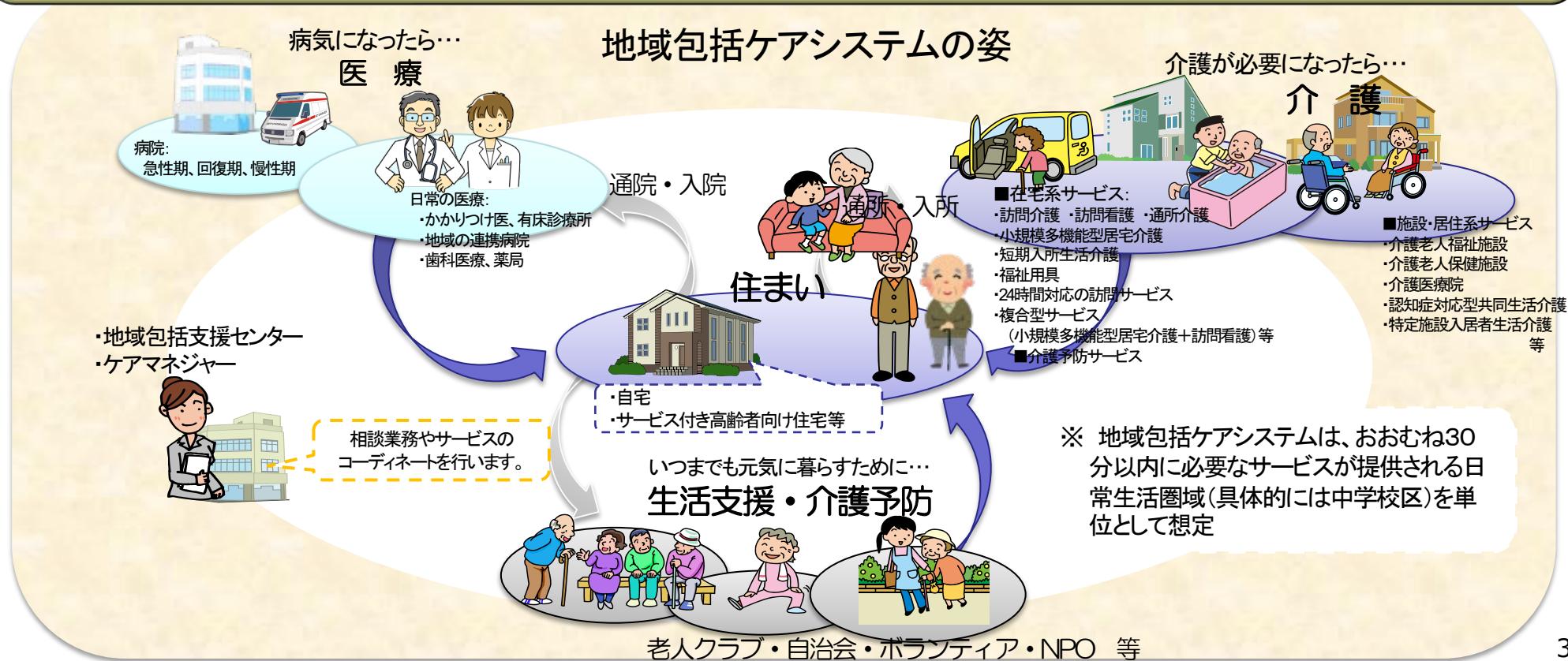
#### (4) 福祉サービス共通課題への対応 (分野を超えた連携促進)

- ・社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめてことへの支援

- ・地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

# 地域包括ケアシステムについて

- 住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムが重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要。



# 2040年に向けた地域包括ケアシステムの深化について（案）

- 介護分野において、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、従前から医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進。
- 2040年に向けて生産年齢人口が減少する中、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加が見込まれ、地域包括ケアシステムの深化が必要。高齢者人口の変化に伴い、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市など、サービス需要に大きな地域差。それに応じ、サービス供給体制も2040年にかけて変化する中、これらを踏まえて、利用者にとって切れ目ないサービス提供が可能となるようにしていくとともに、地域づくりを推進していくことが必要。
- 地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが引き続き必要。そのために地域の介護・医療資源等を見る化し、地域の関係者で分析・議論することが必要。



# 介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

- デジタル技術の導入支援や相談窓口の設置など様々な支援を行っており、生産性向上が進む事業所がある一方で、取組が幅広く普及しているとは言えない状況である。
- このため、①補正予算を含む財政支援、②介護報酬改定において生産性向上の取組を促進、③人員配置基準の柔軟化等で先進的な取組を支援、④明確なKPIでPDCAサイクルを回すことなどに取り組む。

## 【現状イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の取組が  
進んでいる事業所

デジタル等を単に導  
入している事業所

取組が進んでいない  
事業所

## 【今後の取組の方向性】

### ③先進的な事業所の評価（①②に加え）

規制改革：介護付き有料老人ホームにおける人員配置基準の特例的な柔軟化等

### ②取組を更に進めるための支援（①に加え）

報酬改定：デジタル技術等を活用した継続的な生産性向上の取組を評価する加算の新設

## 【将来イメージ】

先進的な事業所

生産性向上の  
取組が進んで  
いる事業所

※事業所内の  
推進体制に  
によるPDCA  
の循環

取組が進んでい  
ない事業所

データ  
提供

フィード  
バック

ニーズ  
提供

使いやすい  
機器の提供

国等が事業所の取  
組効果のデータを  
取得（補助金等の  
条件）

国における分析・  
事業所へのフィー  
ドバックを検討

ICT機器等の  
UI・デザイン  
の改善  
(既存予算)

### ①取組が進んでいない事業所へのアプローチ

<b>体制整備</b>	<u>入所・泊まり・居住系サービス</u> における <u>生産性向上</u> の取組のための <u>委員会設置の義務化</u> （3年間の経過措置）
-------------	---

<b>資金援助</b>	ボット・ICTの <u>導入補助</u> 、定着支援までを含めた <u>伴走支援</u> （補正予算）、 <u>都道府県の窓口設置</u>
-------------	---

<b>人材育成</b>	伴走支援人材や事業所の中核人材の育成（ <u>研修支援</u> ）
-------------	-----------------------------------

# 協働化・大規模化等による介護経営の改善に関する政策パッケージ

- 介護サービス市場において人材確保が困難となる中、介護施設・事業所が安定的に必要な事業を継続し、地域におけるサービスを確保し、複雑化したニーズに対応するためには、1法人1拠点といった小規模経営について、**協働化・大規模化等による経営改善の取組**が必要。
- こうした経営改善の取組を推進するため、**経営課題への気づき**、**協働化・大規模化等**に向けた検討、**協働化・大規模化等**の実施の各段階に即した対策を講じる。
- すべての介護関係者に**協働化・大規模化等**の必要性とその方策を認識してもらえるよう、**厚生労働省**としてあらゆる機会を捉えて、**積極的に発信**する。  
(厚生労働省HP上に特設ページを開設、関係団体への説明・周知依頼、関係団体機関誌等への寄稿、その他各種説明会の実施等)

## ① 「経営課題への気づき」の段階における支援（選択肢の提示）

- 経営課題や施設・事業所の属性別の協働化・大規模化に係る取組例の作成・周知
- 社会福祉連携推進法人の先行事例集の作成・周知
- 都道府県別の社会福祉法人の経営状況の分析・公表・周知
- 各都道府県に順次（R5～）設置されるワンストップ窓口における相談対応（生産性向上の観点から経営改善に向けた取組を支援）
- よろず支援拠点（中小企業・小規模事業者のための経営相談所）や（独）福祉医療機構の経営支援の周知徹底

## ② 「協働化・大規模化等に向けた検討」段階における支援（手続き・留意点の明確化）

- 第三者からの支援・仲介に必要な経費を支出できることの明確化<sup>(※1)</sup>（合併手続きガイドライン等の改定・周知）
- 社会福祉法人の合併手続きの明確化（合併手続きガイドライン等の周知）
- 社会福祉連携推進法人の申請手続きの明確化（マニュアルの作成・周知）
- 役員の退職慰労金に関するルールの明確化<sup>(※2)</sup>（事務連絡の発出）

<sup>※1</sup> 社会福祉法人において合理性を判断の上支出  
<sup>※2</sup> 社会福祉法人について支給基準の客觀性をより高めるために算定過程を見直し、支給基準を変更することは可能

## ③ 「協働化・大規模化等の実施」段階における支援（財政支援）

- 小規模法人等のネットワーク化に向けた取組への支援
- 事業者が協働して行う職場環境改善への支援（人材募集、合同研修等の実施、事務処理部門の集約等への支援）
- 社会福祉連携推進法人の立上げに向けた取組への支援
- 社会福祉法人の合併の際に必要な経営資金の優遇融資（（独）福祉医療機構による融資）

# プラットフォームについて（介護人材確保の例）

- 地域の関係者のネットワークで「プラットフォーム」を構築し、関係者間で地域の現状の共有を図るとともに、各地域や事業所における課題を認識し、協働して課題解決に取り組む。※介護人材だけでなく、広く福祉人材の確保の観点から捉えることも必要

## 【第1層レベル】



## 【第2層レベル（※）】県よりも狭い圏域等

※地域の実情に応じて、第3層レベルなど、より重層的な取組も可能

介護事業者

介護事業者

介護事業者

介護事業者

介護事業者

介護事業者

### 人材確保・定着

（外国人材の確保・定着含む）

福智人材センター

### 【取組例】

介護職員が介護福祉士養成施設のゲストスピーカーに  
介護事業者が共同で採用プロジェクトを推進  
外国人材のマッチングから定着までの一貫的支援

### 職場環境の改善 生産性向上・経営支援

#### 【取組例】

介護助手等への業務のタスク・シフト／シェアを図るために  
の業務整理・切り出し支援  
介護労働安定センターによる雇用管理改善・能力開発支援  
生産性向上総合相談センターによるテクノロジー導入支援

### 介護のイメージ改善 理解促進

#### 【取組例】

介護福祉士による小中高への出前講座の実施  
養成施設の学生による地域づくりへの協力

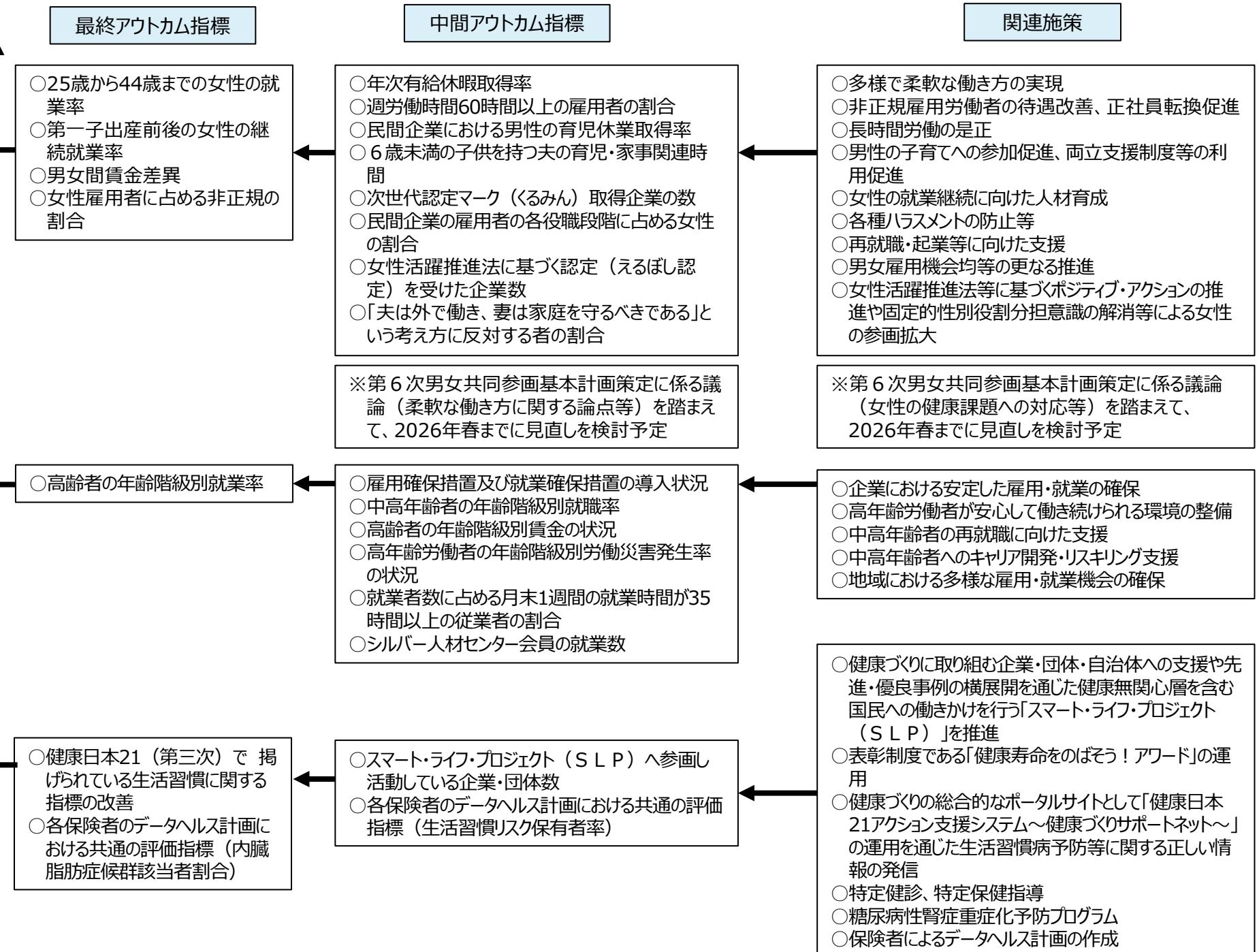
### 3. 年齢・性別に関わらず生涯活躍できる環境整備

---

#### 1. 政策体系の概要

政策目標：国民皆保険の持続可能性を堅持しつつ、国民一人ひとりが、年齢や性別にかかわらず、可能な限り長く、健康で有意義な生活を送りながら活躍できる社会を実現する。

- ①様々なライフイベントが生じる中でも、女性をはじめとする全ての労働者が能力や個性を発揮し、希望どおりに働くことができる社会の実現
- ②働く意欲のある高齢者が年齢に関わらず働き続けることのできる生涯現役社会の実現
- ③生活習慣の改善による健康寿命の延伸



## 2. 検証事項

- ① 「第5次男女共同参画基本計画」に記載の施策のうち、「第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和」をはじめとした女性の就労促進に関する各政策分野における取組が、女性の就労行動にどのような影響をもたらしているか。
- ② 高年齢者雇用確保措置及び就業確保措置並びに関連施策が高齢者の就労促進にどのような影響をもたらしているかを検証する。
- ③
  - ・国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性は、より高まってきており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組を更に強化していくことが求められる。このため、「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を策定し、令和6年度から「健康日本21（第三次）」を開始している。健康寿命の延伸と健康格差の縮小、個人の行動と健康状態の改善、社会環境の質の向上、ライフコースアプローチを踏まえた健康づくりに関する目標（計51項目）を設定しており、総体として取り組み、その達成状況の評価を行うこととしているが、これがしっかりと推進されるために、その推進体制が整備されているか把握・評価を行う。
  - ・データヘルス計画に基づく加入者の健康の保持の推進に向けて、例えば生活習慣病予防の取組について、実効性を高めるため、保険者においてどのような取組が必要か。

## 【女性活躍】

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
企業における多様な働き方を実現する社内制度や、女性活躍推進・長時間労働是正に向けた企業の取組の状況が就労行動に与える影響を検証するデータ	<ul style="list-style-type: none"><li>・施策と女性の就労行動に関する先行研究レビューを実施。 女性労働者の就労行動に影響を与える要因に関する先行研究レビューを実施し、主要な要因と考えられる要素及び因果関係の構造を把握する。</li><li>・企業に対してアンケート調査を実施。 当該調査において、自社従業員の性別・年齢別の構成割合や労働時間等の状況、社内で整備している働き方の柔軟化に関する制度、女性活躍・長時間労働是正に向けた取組の内容、それぞれの制度や取組により得られた効果等を質問する。</li></ul>	<p>以下のデータによりKPIの進捗を確認。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・25歳から44歳までの女性の就業率（総務省「労働力調査」）</li><li>・第一子出産前後の女性の継続就業率（国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」）</li><li>・男女間賃金差異（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）</li><li>・女性雇用者に占める非正規の割合（総務省「労働力調査」）</li><li>・年次有給休暇取得率（厚生労働省「就労条件総合調査」）</li><li>・週労働時間60時間以上の雇用者の割合（総務省「労働力調査」）</li><li>・民間企業における男性の育児休業取得率（厚生労働省「雇用均等基本調査」）</li><li>・6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間（総務省「社会生活基本調査」）</li><li>・次世代認定マーク（くるみん）取得企業の数（厚生労働省調べ）</li><li>・民間企業の雇用者の各役職段階に占める女性の割合（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」）</li><li>・女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）を受けた企業数（厚生労働省調べ）</li><li>・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する反対する者の割合（内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」）</li></ul>

### 4. 分析・検証体制

- ・外部の調査研究機関に調査要請し、先行研究レビュー及びアンケート調査を実施。また既存統計で取得可能なデータがあれば活用し、労働者の働き方に関する企業の取組等が女性の就労行動に与える影響に関する分析を行う。これらは、その後の各種分析に資するものとなることも念頭に実施。
- ・「民間企業における女性活躍促進事業」等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

### 5. ロードマップ



### 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスも用いて、女性活躍推進検討に関する施策の改善に活用（例えば、現在検討中の第6次男女共同参画基本計画の策定に活用）。

## 【高齢者雇用】

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A 高年齢者雇用確保措置及び就業確保措置並びに関連施策が高齢者の就労促進に与える影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策と就業率の因果関係に関する先行研究のサーベイを実施。</li> <li>・統計調査から施策実施前後の就業率を分析。</li> <li>・報告内容から高年齢者雇用確保措置及び就業確保措置の実施状況を集計・分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策と就業率の因果関係に関する先行研究</li> <li>・総務省「労働力調査」の調査票情報</li> <li>・厚生労働省「高年齢者雇用状況等報告」</li> <li>・厚生労働省「職業安定業務統計」</li> <li>・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」</li> <li>・厚生労働省「労働者死傷病報告」</li> <li>・全国シルバー人材センター事業協会「シルバー人材センター事業統計年報」</li> </ul>
B 高齢者の就労促進に影響を及ぼす要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業や高年齢の従業員を対象にアンケート調査・分析を実施。</li> <li>・就業継続への影響を把握する観点から、健康増進への取組、キャリア開発支援、職住近接の状況も併せて調査・分析。</li> <li>・社会保障が高齢者の就労促進に及ぼす影響も調査・分析。</li> <li>・地域における高齢者の雇用創出の取組事例を収集。</li> <li>・高齢者の就労促進に取り組む企業の取組事例を収集。</li> <li>※上記の分析・検証の結果も踏まえ、質的な観点からの指標の設定が可能か、2027年度内に検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業に対してのアンケート調査</li> <li>・高年齢の従業員に対してのアンケート調査</li> <li>・企業及び自治体へのヒアリング調査</li> </ul>

### 4. 分析・検証体制

- ・(A) (B) の分析・検証は、労働政策研究の知見がある独立行政法人労働政策研究・研修機構の協力を得ながら、集計・調査・分析を実施。
- ・「65歳超雇用推進助成金」等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

### 5. ロードマップ

分析・検証	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度以降
A. 施策が就労促進に与える影響	先行研究のサーベイ	分析・検証		施策の改善
B. 就労促進に影響を及ぼす要因	企業や高年齢の従業員へのアンケート調査	分析・検証		施策の改善

### 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを用いて、高齢者の就労促進に関する施策の改善に活用。

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A 健康日本21（第三次）で掲げられている生活習慣に関する指標の改善に資する活動の推進体制が整備されているか。	健康日本21（第三次）の目標では、スマート・ライフ・プロジェクト（S L P）へ参画し活動している企業・団体数を1,500団体（令和14年度）とする目標を掲げており、毎年の実態把握により着実に目標に向かっているか確認する。	S L Pへ参画し活動している企業・団体数（令和6年度から、年1回の登録情報の更新手続きを設け、活動状況を回答する仕組みを導入しており、これを用いて把握）
B 健康日本21（第三次）で掲げられている生活習慣に関する指標（栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙等）が改善しているか。	生活習慣に関する指標について、それぞれ目標値を設定しており、実態把握により着実に目標に向かっているか確認する。	健康日本21（第三次）で掲げられている生活習慣に関する指標（各指標ごとに実態把握の方法を健康日本21（第三次）において定めており、これに沿って把握）
C 保険者のデータヘルス計画における共通の評価指標	保険者のデータヘルス計画において共通の評価指標を定めていることを踏まえて、国において各保険者の指標等のデータ提供を実施。	N D B データ等

### 4. 分析・検証体制

- ・ 健康日本21（第三次）については、健康日本21（第三次）推進専門委員会においてその進捗状況等を議論。
- ・ 健康日本21（第三次）全体については、計画開始後6年（令和11年度）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後10年（令和15年度）を目途に最終評価を行い、目標を達成するための諸活動の成果を適切に評価。
- ・ 分析・検証体制について、N D B データ等を用いたデータの集計を民間事業者に委託することも検討。結果を保険者に共有することで、保険者における生活習慣病予防の取組を推進。
- ・ 「生活習慣病対策推進費」、「レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業費」等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

## 5. ロードマップ<sup>°</sup>

分析・検証	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度以降
推進体制の整備状況について	データ収集・進捗把握 → 施策の改善	データ収集・進捗把握 → 施策の改善	データ収集・進捗把握 → 施策の改善	健康日本21（第三次）の中間評価及び最終評価
保険者のデータヘルス計画における共通の評価指標	国において、共通の評価指標のデータ提供を実施	国において、共通の評価指標のデータ提供を実施 保険者において、共通の評価指標の結果を踏まえ更なる取組を検討	国において、共通の評価指標のデータ提供を実施 保険者において、共通の評価指標の結果を踏まえ更なる取組を検討	国において、共通の評価指標のデータ提供を実施 保険者において、共通の評価指標の結果を踏まえ更なる取組を検討

## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

スマート・ライフ・プロジェクト(SLP)への参画・活動を促すため、以下のような取組に反映。

- 好事例の横展開
- 関係省庁、関係団体等との連携

また、健康日本21（第三次）の各指標の動きに合わせ、それに関する施策の立案に反映。

当該エビデンスを保険者に共有し、各保険者におけるデータヘルス計画に基づく保健事業の効率的な推進に向けた取組や加入者の健康の保持の推進に向けた取組の実施に活用するほか、必要に応じ、計画の見直し等に活用。

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の概要

## 1. 目的

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図る。

时限立法 ※1  
(~R18 (2036).3.31)

## 2. 概要

(一般事業主（民間企業等）に関する部分は厚生労働省が、特定事業主（国・地方公共団体）に関する部分は内閣府（内閣官房、総務省と共管）が所管)

### ○ 一般事業主（民間企業等）、特定事業主（国・地方公共団体）は、

(1) 職場の女性の活躍に関する状況の把握・課題の分析を実施、

(2) 状況把握、課題分析を踏まえた事業主行動計画を策定・公表、

[事業主行動計画の必須記載事項]

・目標（数値を用いて設定） ・取組内容 ・取組の実施時期 ・計画期間

(3) 女性の職業選択に資するよう、女性の活躍に関する情報を公表

・常用労働者301人以上的一般事業主及び全ての特定事業主は、※2

①職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち

**「男女の賃金（給与）の差異」の項目**

②職業生活に関する機会の提供に関する実績のうち①以外の項目から1項目以上

③職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績から1項目以上を公表

・常用労働者101人以上300人以下の一般事業主は、※2

「職業生活に関する機会の提供に関する実績」及び

「職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」の  
**全ての項目から1項目以上を公表**

### ○ 国等は、優良な一般事業主に対する認定（えるばし認定・プラチナえるばし認定）、

公共調達における受注機会の増大等の施策を実施。

地方公共団体は、国の施策に準じて受注機会の増大等の施策を実施（努力義務）

### ○ 地方公共団体は、推進計画（区域内の女性活躍の推進に係る計画）を策定、公表（努力義務）

(1)～(3)の対象は、

①常用労働者101人以上の一般事業主 及び  
(常用労働者100人以下の一般事業主は努力義務)

②全ての特定事業主

### 情報公表項目

- 採用者に占める女性の割合
- 管理職等に占める女性の割合
- 男女別の職種又は雇用形態の転換の実績
- 男女別の再雇用又は中途採用の実績
- 男女の賃金の差異 等

男女の平均継続勤務年数の差異

残業時間の状況

男女別の育児休業取得率

有給休暇取得率 等

職業生活に  
関する機会の  
提供の実績

職業生活と家庭  
生活との両立に  
資する雇用環境  
の整備の実績



※1 令和7年の女性活躍推進法改正により、有効期限が令和8年3月31日までから、令和18年3月31日まで、10年間延長された。

※2 令和8年4月1日より、常用労働者301人以上の一般事業主及び特定事業主は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」を含む計4項目、常用労働者101人以上の一般事業主は、「男女の賃金の差異」及び「管理職に占める女性労働者の割合」を含む計3項目の公表が義務化される。

# 高齢者雇用対策の概要

※数値は令和6年度末

## ① 企業における安定した雇用・就業の確保

- 60歳未満の定年禁止
- **65歳までの雇用確保措置（義務）**（実施企業割合 **99.9%**）  
① 65歳までの定年引き上げ／② 定年制の廃止／③ 65歳までの継続雇用制度（再雇用制度等）の導入
- **70歳までの就業確保措置（努力義務）**（実施企業割合 **31.9%**）  
① 70歳までの定年引き上げ／② 定年制の廃止／③ 70歳までの継続雇用制度の導入（他の事業主によるものを含む）  
④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入／⑤ 70歳まで継続的に社会貢献活動に従事できる制度の導入
- 役職定年・定年制の見直し、ジョブ型人事の導入等、**高齢者の人事・給与制度の工夫に取り組む企業事例の展開**
- **65歳以上への定年引上げ・66歳以上の年齢への継続雇用の延長を行う事業主**や、高齢者が働きやすい環境整備等に取り組む事業主に対し**「65歳超雇用推進助成金」を支給**
- **70歳雇用推進プランナー等**（全国に**499名**）による、高齢者の活躍促進に必要な雇用環境（**人事・給与制度等**）の整備に関する事業主への相談・助言・制度改善提案を実施（年間**3.3万件**）

## ② ハローワークにおける高年齢者等の再就職支援

- ハローワーク（全国544ヶ所）では、高齢者も含めて、各求職者のニーズに即した職業相談、職業紹介等を行うとともに、特に概ね60歳以上の**就職に課題を有する高齢者**に対し、全国300ヶ所に**「生涯現役支援窓口」**を設置し、キャリアコンサルタントやファイナンシャル・プランナーなどの資格を有するアドバイザーや求人者支援員による**就労生活支援**、ニーズに応じた求人開拓などチーム支援を実施（就職率**91.1%**）

## ③ 地域における多様な雇用・就業機会の確保

- **「シルバー人材センター」**（全国に**1,307**団体、会員数**67.4**万人）が**臨時的・短期的または軽易な就業を希望する高齢者のニーズに応じた多様な就業機会を提供**
- **自治体が中心となり**、地域の関係機関（経済団体、シルバー人材センター、社会福祉協議会等）と協議会を設置し、地域の課題を踏まえ、**高齢者へのワンストップ相談窓口や多様な就業機会の創出、社会参加等のマッチングに取り組む「生涯現役地域づくり環境整備事業」**を実施

## 健康増進法 第7条

厚生労働大臣は、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針を定めるものとする。



## 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

（令和5年厚生労働省告示第207号）

## 二十一世紀における第三次国民健康づくり運動：健康日本21（第三次）

### ビジョン

全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現

### 健康の増進に関する基本的な方向

- ① 健康寿命の延伸・健康格差の縮小
- ② 個人の行動と健康状態の改善
- ③ 社会環境の質の向上
- ④ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

# 国民や企業への健康づくりに関する新たなアプローチ

## <スマート・ライフ・プロジェクト>



- 背景：高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえ、特定健診等により生活習慣病等を始めとした疾患を予防・早期に発見することで、国民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現することが重要である。
- 目標：「適度な運動」「適切な食生活」「禁煙」「健診・検診の受診」「良質な睡眠」「女性の健康」をテーマに、健康づくりに取り組む企業・団体・自治体を支援する「スマート・ライフ・プロジェクト」を推進。個人や企業の「健康意識」及び「動機付け」の醸成・向上を図り、社会全体としての国民運動へ発展させる。

<事業イメージ>

### 厚生労働省



<健康寿命をのばそう! アワードトロフィー>

- 企業・団体・自治体への参画の呼びかけ
- 社員・住民の健康づくりのためのリーフレットやポスターの提供
- 大臣表彰「健康寿命をのばそう！アワード」
- 「健康寿命をのばそう！サロン」による参画団体の交流と好事例の横展開



#### 企業・団体 自治体

- ・メディア
- ・外食産業



- ・フィットネスクラブ
- ・食品会社



等

社員・住民の健康づくり、禁煙や受動喫煙防止の呼びかけ、検診・健診促進のためのポスター等による啓発 → 社員・住民の健康意識の向上・促進

社内啓発や消費者への啓発活動に利用するロゴマークの使用（パンフレットやホームページなど）  
→ 企業等の社会貢献と広報効果

**社会全体としての国民運動へ**

# データヘルス計画とは

## ● 健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針

### 第四 保健事業の実施計画（データヘルス計画）の策定、実施及び評価

保険者は、健康・医療情報を活用した加入者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤が近年整備されてきていること等を踏まえ、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うこと。

⇒ 平成27年度からの第1期データヘルス計画では、全健保組合・全協会けんぽ支部が計画を策定。

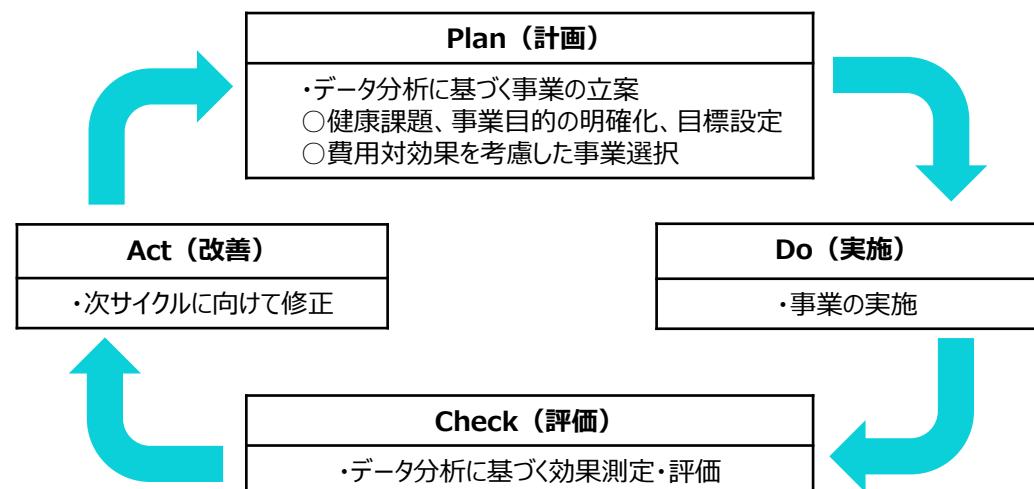
平成30年度からの第2期データヘルス計画は、本格稼働としてさらなる質の向上を目指す。

令和6年度からの第3期データヘルス計画はデータヘルス計画の標準化の推進及び効率的・効果的なデータヘルスの更なる普及を進める。

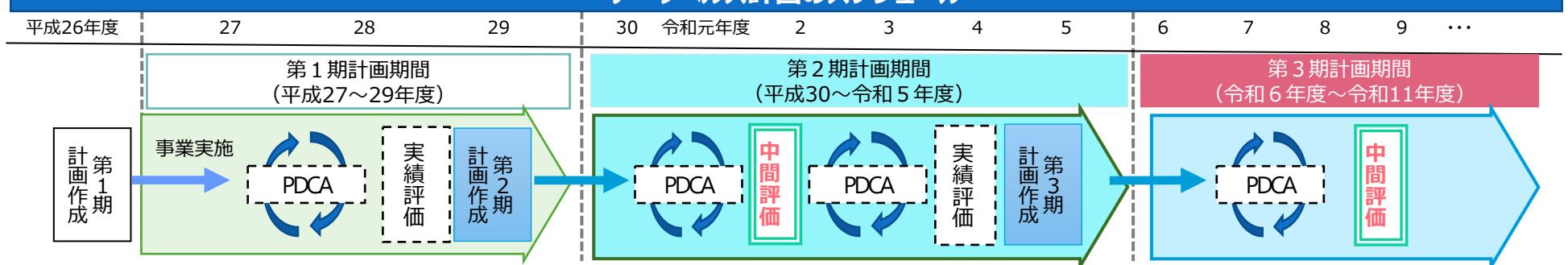
## 「データヘルス計画」

レセプト・健診情報等のデータの分析に基づく効率的・効果的な保健事業をPDCAサイクルで実施するための事業計画

ねらい：「健康寿命の延伸」と「医療費適正化」を同時に図る。



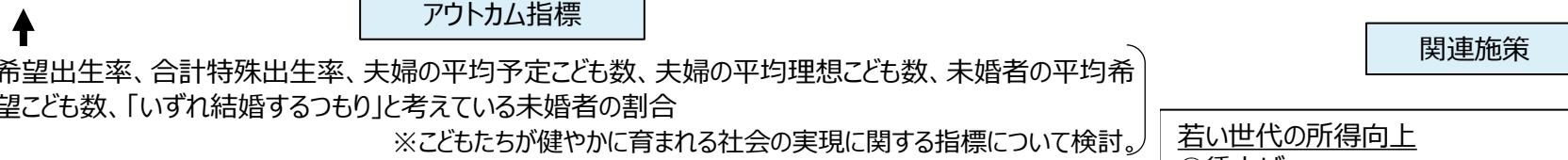
## データヘルス計画のスケジュール



## 4. 少子化・子ども：急速な人口減少に歯止めをかける少子化対策（子ども未来戦略）

### 1. 政策体系の概要

政策目標：子どもを生みたい、育てたいとの希望が叶う社会の実現による少子化のトレンドの反転、子どもたちが健やかに育まれる社会の実現



子どもを生み、育てるこことを経済的理由で諦めない：

- 若年層（～19歳、20～24歳、25～29歳）の実質賃金
- 若年層の被雇用者に占める、正規の職員・従業員の割合
- 1年内に結婚をするとした場合に「結婚資金」を結婚の障害と選択する人の割合
- 理想の子ど�数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げる夫婦の割合
- 子どもがいる世帯のうち、暮らし向きが苦しいと感じる割合

※指標については、今後、更に検討。

若い世代の所得向上

- 賃上げ
- 三位一体の労働市場改革
- 非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上

身近な場所でサポートを受けながら子どもを育てられる：

- 保護者の子育てが地域で支えられていると思う人の割合
- 「子どもの世話や看病について頼れる人がいる」と思う子育て当事者の割合

※指標については、今後、更に検討。

子育てに係る経済的負担の軽減

- 妊娠のための支援給付、出産育児一時金
- 児童手当の拡充
- 高等教育費の負担軽減
- 住宅支援

どのような状況でも子どもが健やかに育つという安心感を持つて：

- ひとり親家庭の親の就業率、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合
- ひとり親家庭に属する子どもの進学率
- 社会的養護下にある子どもの権利擁護に関し、日頃から意見を表明できる子どもの割合及び満足度
- 里親等の委託率
- 「障害のある子ども・若者、発達に特性のある子ども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う」人の割合

※指標については、今後、更に検討。

すべての子ども・子育て世帯を支援

- 産後ケア
- 乳幼児健診の充実
- 子ども誰でも通園制度
- 保育士の配置改善・待遇改善
- 放課後児童クラブ

子どもを育てながら人生の幅を狭めず、夢を追いかけられる：

- 男性の育児休業取得率
- 第1子出産前後の女性の継続就業率
- 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会の実現に向かっていると考えている人の割合

※指標については、今後、更に検討。

子どもの健やかな育ちの支援

- 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
- 児童扶養手当の拡充

共働きと共育ての推進

- 男性育休の取得促進
- 多様な働き方と子育ての両立支援
- 育児期を通じた柔軟な働き方の推進

社会の意識改革

- 子ども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

## 2. 檢証事項

「子ども未来戦略」の「子ども・子育て加速化プラン」等における各施策が子どもを生みたい、育てたいとの希望が叶う社会の実現による少子化のトレンドの反転、子どもたちが健やかに育まれる社会の実現にどのような影響をもたらしているか。また、その費用対効果はどのようなものとなっているか、定量的に検証する。

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A アウトカム指標間の因果関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>希望出生率、合計特殊出生率の変動要因について、国及び都道府県別等を単位とした分析を行い、関係する社会経済指標を調査する。</li> <li>継続的な分析に向けて、必要なデータ整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種先行研究</li> <li>厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」、総務省「国勢調査」等を想定。</li> </ul>
B 各種施策が政策目標にもたらす効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>「加速化プラン」の施策について進捗管理・点検・評価表を元に効果検証を行う。</li> <li>併せて、個別に効果検証を行う施策については、分析フレームワーク、リサーチの設計についての検討や、各施策が評価指標に及ぼす影響について、差の差分析等で評価検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども家庭庁「こども政策の推進に関する意識調査」、厚生労働省「雇用均等基本調査」、「雇用保険事業統計」、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」等を想定</li> <li>制度利用者等を対象としたアンケート調査等（児童手当や妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）、産後ケアの利用者、大学等への進学の可能性がある高校生の保護者等を想定）</li> </ul>
C 各種施策の政策目標に対する費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>分析フレームワーク、リサーチの設計について検討。</li> <li>各施策が費用対効果について比較評価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存の政府統計</li> <li>調査データ</li> <li>新規の調査データ</li> </ul>

#### 4. 分析・検証体制

- ・政策目標について、子ども家庭審議会で確認しつつ、外部委託を活用し、ロジックモデルについて必要な見直しを行う。分析フレームワーク及びリサーチの設計にあたっては、適宜外部有識者と連携を図る。
  - ・産後ケア、貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューも活用。

## 5. ロードマップ



## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

分析・検証結果を公表し、「政策体系の概要」の見直しや、子ども・子育て政策の適切な見直しに反映

# 子ども未来戦略「加速化プラン」施策のポイント

## 1. 若い世代の所得向上に向けた取組

- ✓ **賃上げ**（「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の2つの好循環）
- ✓ **三位一体の労働市場改革**（リ・スキリングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じた職務給の導入、成長分野への労働移動の円滑化）
- ✓ **非正規雇用労働者の雇用の安定と質の向上**（同一労働同一賃金の徹底、希望する非正規雇用労働者の正規化）

### 児童手当の拡充

拡充後の初回の支給は2024年12月（2024年10月分から拡充）

- ✓ **所得制限を撤廃**
- ✓ **高校生年代まで延長**  
すべての子どもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化
- ✓ **第3子以降は3万円**

支給額	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	* 多子加算のカウント方法を見直し

→ 3人の子がいる家庭では、総額で最大400万円増の1100万円

### 妊娠初期からの支援強化

2025年度から制度化

- ✓ **妊娠のための支援給付**  
①妊娠初期（5万円）  
②妊娠後期以降（5万円×妊娠している子どもの数）の経済的支援
- ✓ **妊娠等包括相談支援事業（伴走型相談支援）**  
様々な不安・悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる  
→ 妊娠時から出産・子育てまで一貫支援

### 子育て世帯への住宅支援

- ✓ **公営住宅等への優先入居等**

今後10年間で計30万戸

### 出産等の経済的負担の軽減

2023年度から実施中



### ✓ フラット35の金利引下げ

子どもの人数等に応じて最大1%（5年間）の引下げ  
※住宅の省エネ性能が高い場合等は、6年以降も金利引下げの対象となる場合あり

2024年2月から実施

### 高等教育（大学等）

#### 大学等の高等教育費の負担軽減を拡充

- ✓ **給付型奨学金等**を世帯年収約600万円までの多子世帯、理工農系に拡充

2024年度から実施

- ✓ **多子世帯の学生等**については、**授業料等を無償化**

2025年度から実施

- ✓ **貸与型奨学金の月々の返還額を減額**できる制度の収入要件等を緩和

2024年度から実施

- ✓ 修士段階の授業料後払い制度の導入

2024年度から実施

## 2. 全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充

### 切れ目なくすべての子育て世帯を支援

#### ✓ 「子ども誰でも通園制度」を創設

- 月一定時間までの利用可能枠の中で、時間単位等で柔軟に通園が可能な仕組み

※2024年度から本格実施を見据えた試行的事業を実施（2023年度からの実施も可能）

※2025年度から制度化・2026年度から給付化し全国の自治体で実施

#### ✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ

4・5歳児は2024年度から実施

1歳児は2025年度に加算を創設

- 76年ぶりの配置改善：（4・5歳児）30対1→25対1（1歳児）6対1→5対1
- 民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる待遇改善
- 「小1の壁」打破に向けた放課後児童クラブの質・量の拡充

2024年度から常勤職員配置の改善を実施

#### ✓ 多様な支援ニーズへの対応

- 貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児等への支援強化
- 児童扶養手当の拡充

2023年度から順次実施

補装具費支援の所得制限の撤廃

2024年度から実施

拡充後の初回の支給は2025年1月

（2024年11月分から拡充）

## 3. 共働き・共育ての推進

### 育休を取りやすい職場に

男性の育休取得率目標85%へ大幅引き上げ（2030年）

※ 2024年度：40.5%  
2022年度：17.13%

#### → 男性育休を当たり前に

- ✓ **育児休業取得率の開示制度の拡充**

2025年度から実施

- ✓ **中小企業に対する助成措置を大幅に強化**

- 業務を代替する周囲の社員への応援手当支給の助成拡充

2024年1月から実施

- 出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進する

ため給付率を手取り10割相当に

### 育児期を通じた柔軟な働き方の推進・多様な働き方と子育ての両立支援

- ✓ **子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現するための措置**

2025年10月から実施

- 事業主が、テレワーク、時短勤務等の中から2以上措置

- ✓ **時短勤務時の新たな給付**

2025年度

から実施

→ 利用しやすい柔軟な制度へ

- ✓ **国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置**

2026年10月から実施

## 5. 質の高い公教育の再生

### 1. 政策体系の概要

政策目標：個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と学校における働き方改革を通じた学校教育の質の向上



#### 最終アウトカム指標

- OECD・PISA調査等の各種調査における水準の維持・向上  
※知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和がとれた個人を育成
  - ・国際学力調査（PISA、TIMSS）における世界トップレベルの平均得点の水準の維持・向上
  - ・国際学力調査における習熟度（到達度）レベルが高い児童生徒の割合が国際平均より多く、低い児童生徒の割合が国際平均より少ないとする状況の維持・改善
  - ・全国学力・学習状況調査における児童生徒の挑戦心、自己有用感、幸福感等に関する肯定的な回答の割合の増加

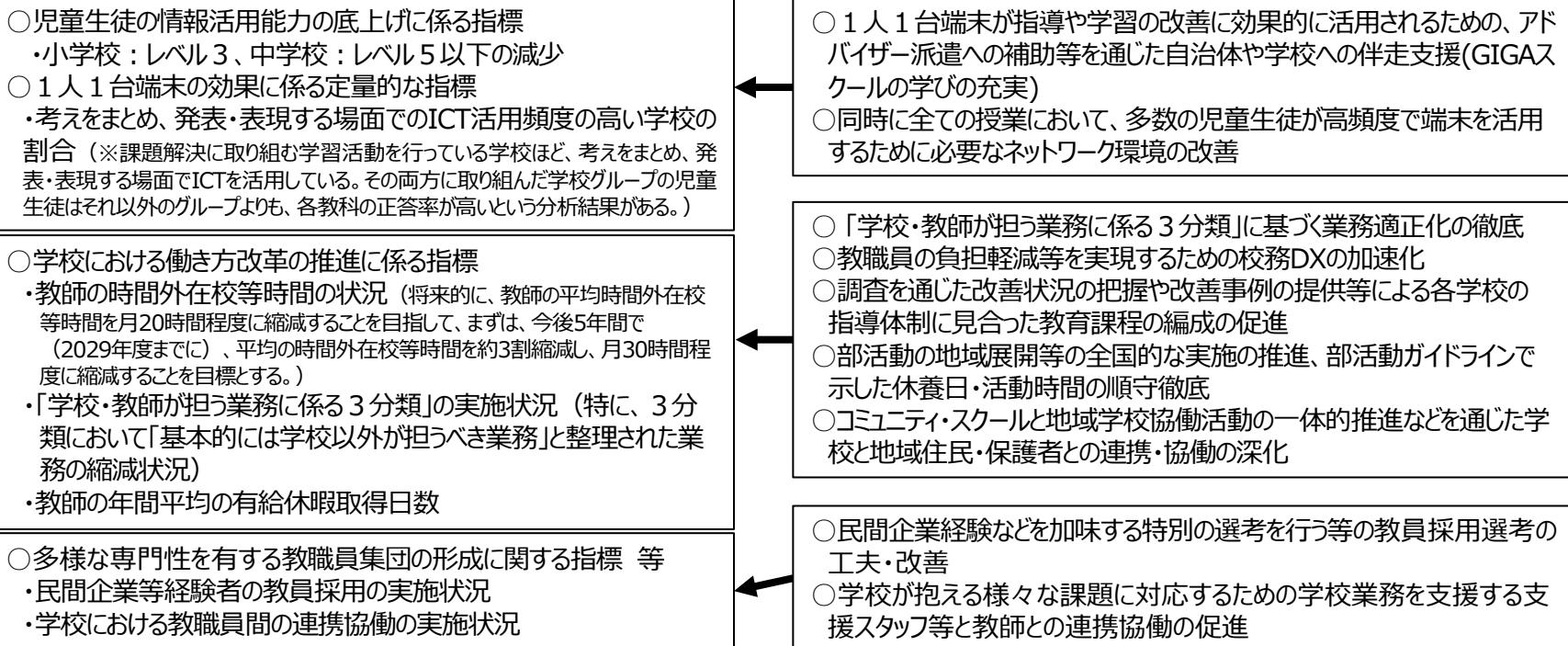
#### 中間アウトカム指標

- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に係る指標
  - ・学習指導において、児童生徒一人一人に応じて、学習課題や活動を工夫する学校の割合（個別最適な学び）
  - ・受けた授業が自分にあったものだと回答する児童生徒の割合（個別最適な学び）
  - ・授業や学校生活で、友達や周りの人の考えを大切にして、お互いに協力しながら課題の解決に取り組んでいる児童生徒の割合（協働的な学び）
  - ・児童生徒自ら学級やグループで課題を設定し、その解決に向けて話し合い、まとめ、表現するなどの学習活動を取り入れた学校の割合（協働的な学び）

#### 関連施策

- 学習指導要領に基づく教育活動の着実な実施に向けた授業改善等の取組の推進（全国の都道府県教育委員会を対象とした指導主事等向け研修会の実施、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた手引きの作成、教科調査官等による全国の学校での指導・助言等）
- データの可視化による学習指導等の改善の観点からの校務DXの加速化





## 2. 検証事項

- 学校における働き方改革、多様な教職員集団の実現、教職の魅力向上等の取組が、どのように個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に寄与し、それがどのように学校教育の質の向上につながるか。

## 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

	確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校現場における取組の実施状況や、そうした学びに向けた1人1台端末の活用状況と学力等との関係に係るエビデンスを確認する。	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた取組が学校教育の質の向上につながっているかを確認するため、全国学力・学習状況調査等の調査における関連項目間の関係（個別最適・協働的な学びの取組と各教科の正答率との関係等）を分析する。	全国学力・学習状況調査、情報活用能力調査等のデータを活用。
B	「学校・教師が担う業務に係る3分類」（学校・教師が担う業務の適正化のため、学校とそれ以外の主体（保護者等）や教師と支援スタッフとの役割分担の在り方を示したもの）の実施状況が教師の時間外在校等時間の状況等にどのような影響を与えるかを確認する。	「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務適正化の徹底をはじめとする関連施策に記載した学校・行政等による働き方改革に関する取組が教師の時間外在校等時間の縮減などに与える効果を分析するとともに、実証事業による先進事例の分析・検証を行う。	教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（教育委員会に対し、「学校・教師が担う業務に係る3分類」の実施状況や教職員の勤務実態を質問する調査）等のデータを活用。

## 4. 分析・検証体制

- ・(A) の分析・検証においては、省内の統計調査分析の担当部局や、国立教育政策研究所と連携する体制を構築し、過去の調査結果や先行研究も参考にして、継続的に政策の変化を反映しながらデータ収集、分析・検証を実施する。
- ・(B) の分析・検証においては、省内の働き方改革の推進に関する複数の関係部局や、民間企業等の外部機関と連携する体制を構築し、各種のデータの収集・分析や実証事業を実施する。
- ・「GIGAスクールにおける学びの充実」等の個別事業の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

## 5. ロードマップ

分析・検証	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度以降
A. 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	調査、分析検証、施策の改善 全ての公立小中学校等でMEXCBT（文部科学省CBTシステム）の導入		次期教育振興基本計画の検討	次期教育振興基本計画等に基づく施策の推進
B.働き方改革の推進	調査、分析検証、施策の改善		次期教育振興基本計画の検討	次期教育振興基本計画等に基づく施策の推進

## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを各種審議会の資料等に用いたり、関係部局における施策の立案等に用いることで、エビデンスに基づく政策検討に活用することを図る。また、得られたエビデンスについては、各地方公共団体等にフィードバックし、各現場における取組改善への活用を促す。

# 国策としてのGIGAスクール構想の更なる推進

## ①これまでの成果

### ●世界に先駆け、わずか1～2年で整備完了

- ✓ ICT機器を「ほぼ毎日」「週3回以上」活用する学校は9割を超え、その割合は年々上昇。
- ✓ 1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤が整い、端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムに。



### ●学力調査等にも効果

- ✓ 全国学力・学習状況調査において、ICT機器を活用し、主体的・対話的で深い学びに取り組むほど、平均正答率が高い結果。
- ✓ 約9割の児童生徒が、「友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる」などのICT機器活用の効力感を実感。
- ✓ ICT機器の効力感に肯定的に回答した児童生徒ほど、挑戦心・自己有用感・幸福感等に関して肯定的に回答。また、その傾向は、特に低SES（社会経済的背景）グループにおいて見られる。
- ✓ コンピュータ活用型調査（CBT）であるPISA2022において、日本は世界トップレベル。



### ●誰一人取り残さない学びの保障

- ✓ 該当者のいる約7割の学校で、授業配信を含め、ICT機器を活用した不登校児童生徒の学習活動等の支援を実施。
- ✓ 同様に、8割以上の学校で、特別な支援を要する児童生徒に対する学習活動等の支援を実施。



### ●単なる教育施策ではなく、我が国の重要施策のインフラ

- ✓ デジタル人材育成の基盤（端末を活用してプログラミングを学んだ子どもの増加、また、今後のAI戦略にとっても重要）。



### ●地域・学校間で大きな活用格差

- ✓ 活用率の自治体間格差（約7割～ほぼ100%）や授業での活用方法に学校間格差があり、早急な是正が必要。



### ●端末更新、学校のICT環境（ネットワーク）の改善

- ✓ 端末については、R5補正予算でR7年度までの更新に必要な経費を確保。一方、各自治体において適切かつ計画的な更新が行われる必要。
- ✓ ネットワークについては、速度が不十分な学校が存在しており、改善が急務（GIGA端末はクラウドの活用を前提としており、ネットワーク環境がないと十分に活用できない）。



### ●校務DXの推進

- ✓ 校務支援システムが自前サーバに構築され、校務処理の多くが職員室に限定。また、ネットワークが分離され、学習系データと校務系データの連携が困難。校務システムのクラウド化及び校務系・学習系ネットワークの統合等による更なる校務DXが必要。



## ③ 今後の方針性（教育DXの更なる進化）

- 共同調達スキームの下での着実な端末更新。
- ネットワークアセスメントの徹底・その結果を踏まえた通信ネットワークの着実な改善。
- 地域間活用格差の解消に向けた好事例の創出やICT運用支援を含む伴走支援の強化。
- クラウド環境の活用等による校務DXを加速。



# 学校における働き方改革



- 先生方が教育にかける理想や思いを十分に発揮できる環境を整備すること
- 教職を目指す方が、安心して教師を職業選択できるようにすること

「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）  
(令和6年8月) (抜粋)

今般の教師を取り巻く環境整備の最終的な目的は、学校教育の質の向上を通じた、「全ての子供たちへのよりよい教育の実現」である。

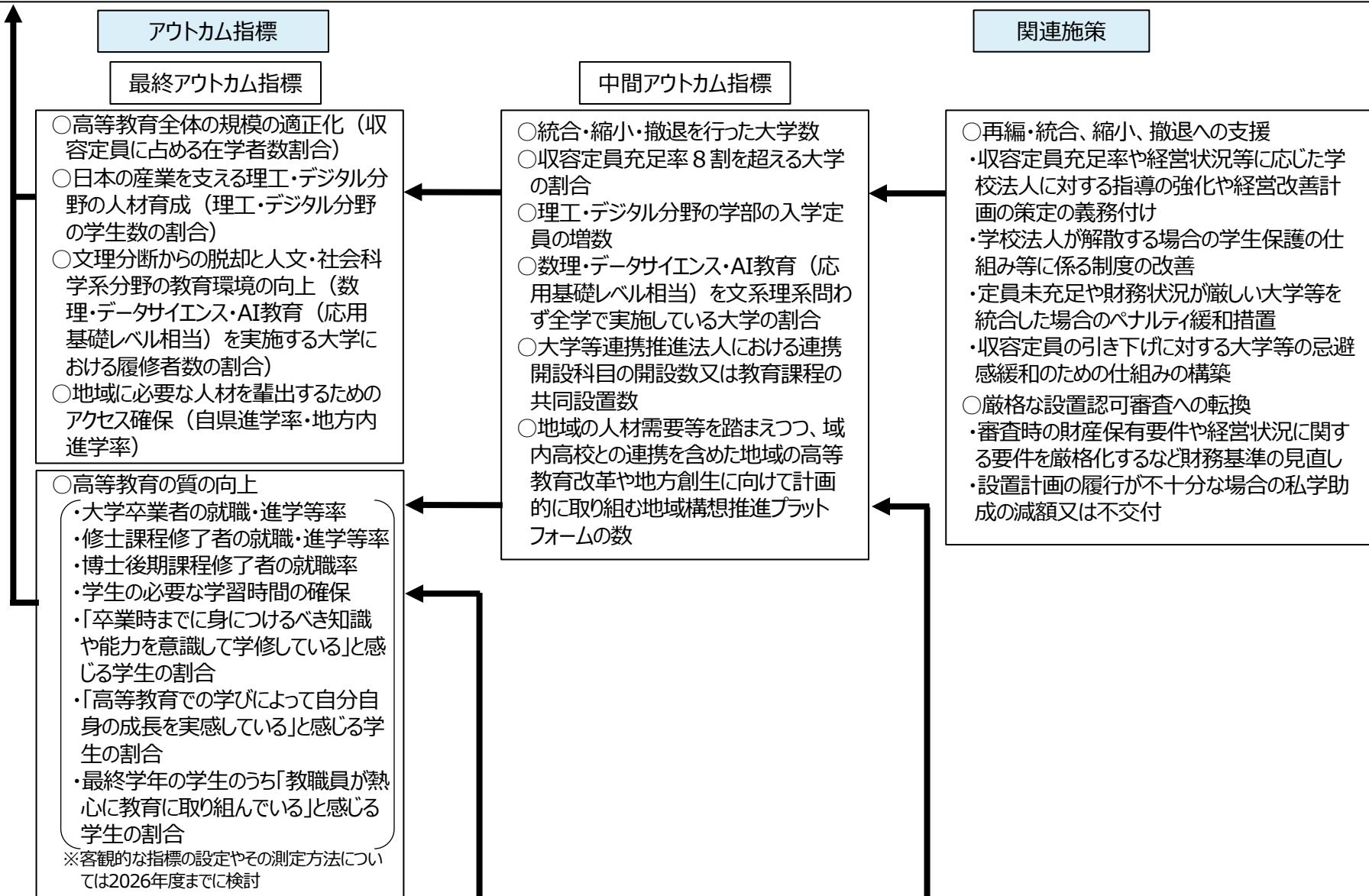
具体的には、教師のこれまでの働き方を見直し、長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させることが重要である。また、自らの人間性や創造性を高め、その意欲と能力が最大限発揮できる勤務環境を整備し、教師がその高い専門性を大いに発揮できることにより、子供たちに対してよりよい教育を行うことができるようになる。

→ 学習指導要領の実現（主体的・対話的で深い学び）

## 6. 高等教育の機能強化

### 1. 政策体系の概要

政策目標：少子化の進行や地域の実情、産業構造の変化等を踏まえた高等教育の機能強化



- 教育改善に関するPDCAサイクルを確立している大学の割合
  - 「授業アンケート等の学生の意見を通じて大学教育が良くなっている」と感じる学生の割合
  - 「質疑応答など、教員等との意見交換の機会がある」と感じる学生の割合
  - シラバスにおいて準備学修に必要な学修時間の目安を記載している大学の割合
  - 本務教員一人当たりの在籍学生数(ST比)
  - 経営改革計画を策定した学校法人のうち、計画のKPIを達成し、経営改革が図られた法人数
  - 修士号取得者数
  - 博士号取得者数
  - 大学におけるリ・スキリング等の社会人受講者数
- ※修了者数での指標設定については来年度以降の調査結果も踏まえ検討

- 意欲的な教育・経営改革を行うための支援
  - ・質の向上と連動して規模縮小を実施する大学、収容定員・資源を学部から大学院へシフトする大学等に対する支援
  - ・デジタル・グリーン等の成長分野への学部転換等の支援等、改革やチャレンジに取り組む大学に対する支援
  - ・付加価値を創造する新たな私立大学へ転換するための経営改革への支援
  - ・文理横断での数理・データサイエンス・AI教育の推進
- 関係機関間の連携の推進、地域におけるアクセスの確保に向けた支援
  - ・教育研究の構想やその推進について、地域の産学官金等の関係者が継続的に議論を行う協議体（地域構想推進プラットフォーム）の構築
  - ・大学間連携の促進に向けた大学等連携推進法人制度の充実
  - ・地域人材／エッセンシャルワーカーの育成・養成に寄与する取組への重点支援

- 学びの質を高めるための教育内容・方法の改善
  - ・汎用的な能力育成や文理横断・文理融合教育、実践的な教育研究の実施を促進する柔軟な教育課程編成等の制度改善
  - ・学生の履修指導体制等の推進
  - ・大学設置基準等の見直し
  - ・基幹教員一人当たりの学生数（ST比）の改善に向けた重点配分の強化
  - ・学士・修士5年一貫教育の拡充
  - ・産学が連携して地域・企業の人材ニーズに応えるリ・スキリングプログラムを開発する大学等への支援
  - ・各大学の教育の質を「見える化」するための新たな評価制度の導入

## 2. 検証事項

- ・高等教育機能強化のための取組が効果的に行われているか。

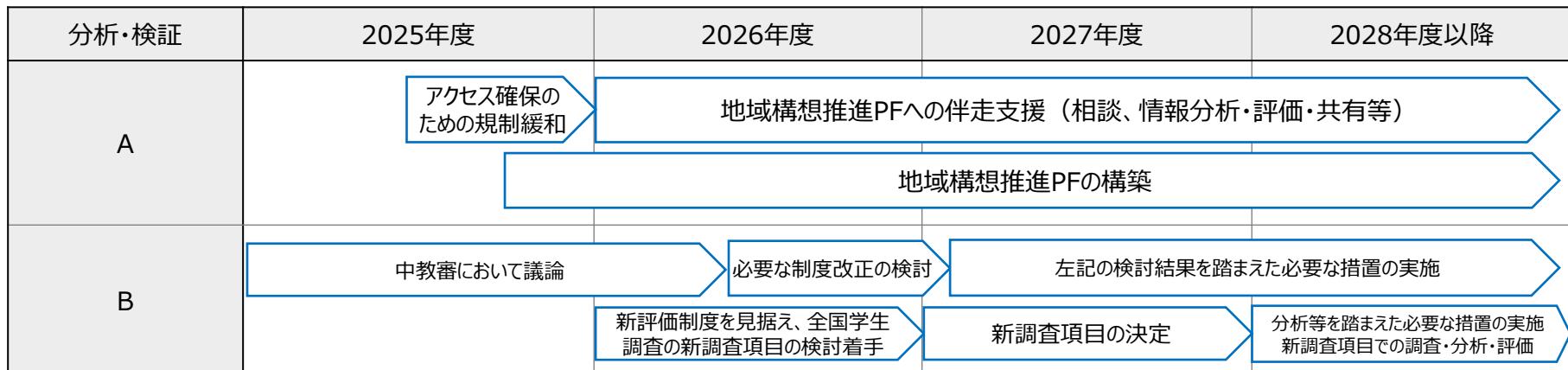
## 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等		分析・検証方法	用いるデータ等
A	自県の高等教育機関への進学を希望する者が希望どおり進学できる環境にあるかを確認する。	地域構想推進プラットフォームを対象に、アクセス確保のための取組について進捗状況を聞き取りなどにより確認。	地域構想推進プラットフォームへの調査により、自県進学率や取組の内容を把握。
B	新たな評価や学生の意見を踏まえて、高等教育機関が教育改善に取り組み、学生が学修成果をあげることができているか確認する。	<ul style="list-style-type: none"><li>・認証評価については、学生が必要な学修成果を上げられているかという点を評価の中心に据えるための見直し等の検討を進める。</li><li>・「全国学生調査」において学生目線での成長実感を確認するとともに、大学教育や学びの実態を把握するために調査項目の見直しや改善を図る。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・認証評価見直し後の新たな評価の結果の活用</li><li>・全国学生調査等のデータの活用</li></ul>

## 4. 分析・検証体制

- ・(A) の分析・検証においては、必要に応じて関係省庁（経産省等）と連携して分析。また、必要に応じて、有識者会議において成果を確認。
- ・(B) の分析・検証につき、「全国学生調査」においては外部の調査会社・研究機関、有識者等も活用しつつ、分析・検証を実施。

## 5. ロードマップ



## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを会議資料や施策の立案等に用いることにより、エビデンスに基づく政策検討に活用。また関係機関へのフィードバックを通じ、各現場における取組改善への活用を促す。

## 7. 研究・イノベーション力の向上

### 1. 政策体系の概要

政策目標：研究大学群における多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築及び新たな産業を創出するイノベーション・エコシステムの形成

#### 最終アウトカム指標

- 多様で卓越した研究を生み出す環境の再構築
    - ・Top10%補正論文数（研究開発費に対するTop10%補正論文数・国際共著論文数・若手研究者Top10%補正論文数）
  - 新たな産業を創出するイノベーション・エコシステムの形成
    - ・知的財産権等収入（特許等1件当たりの知的財産権等収入）、大学発SUの企業価値評価（国費投入額に対する企業価値評価）、大学発SUの売上高（国費投入額に対する売上高）、企業・金融機関から大学・SU等への投融資額（国費投入額に対する投融資額）
- ※第7期科学技術・イノベーション基本計画の検討と合わせ、指標についても見直しを検討（人文社会系も含めた研究力に係る指標など）

#### 中間アウトカム指標

- 若手を始めとした優秀な研究者の確保・活躍の推進及び研究環境の整備充実
  - ・研究者の年間研究活動時間（研究大学群における研究者、若手研究者）
  - ・研究者の研究活動時間割合（研究大学群における研究者、若手研究者）
  - ・研究大学群における若手研究者比率、外国人研究者比率
- 研究の支援や研究成果の活用のために必要な資金戦略
  - ・研究資金等受入額（国費投入額に対する民間からの研究資金等受け入れ額）
  - ・大学の支出成長率（国費投入額に対する大学の支出成長率）
- 研究成果の活用のために必要な環境の整備充実
  - ・企業・自治体との共同研究数（国費投入額に対する企業・自治体との共同研究数・共著論文数、产学共創拠点設置1件当たりの共著論文数）
  - ・特許等の件数（研究開発費に対する特許等の件数）
  - ・大学等発SU創出数、上場社数（国費投入額に対する創出数・上場社数）

#### 関連施策

- 若手研究者が独立して十分に研究できる環境の提供などの、優秀な研究者の研究活動を促進するための学内組織・人事制度の構築
  - ・学内におけるマネジメント業務などの戦略的分配・合理化
  - ・安定的かつ独立した若手ポストの確保とキャリアパスの構築
  - ・学際研究・融合研究の創出に向けた組織の垣根を超えた研究マネジメント
- 博士課程学生の待遇向上
- バイアウト制度の柔軟な活用
- 研究の支援に必要な職員等の確保・育成
  - ・URA等の研究マネジメント人材や技術職員、国際研究協力等を支える事務職員等の専門職人材のポストの確保とキャリアパスの構築
  - ・事務職員、技術職員等の国内外における研さん機会の拡大、資格等取得支援
- 研究実証施設や融合研究センター、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究インフラの戦略的整備・更新・維持
- 大学発スタートアップの創出拠点の形成
- 大型产学共創拠点の形成
- 大学発スタートアップ育成に向けたギャップファンド運営

### 2. 検証事項

- ・研究大学群の形成に向けた各種支援等により、戦略的な自立経営の下で、イノベーションを創出する研究環境の構築による研究の質的改善などが、中長期的な成果創出に向けて効果的・効率的に進められているか。また、産学官連携を通じた成果展開力の強化や民間投資の促進が効果的に進められているか。

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

	確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A	最終アウトカム（研究開発費に対するTop10%補正論文数、国費投入額に対する大学発SUの企業価値評価等）と中間アウトカム（総研究時間、研究資金の獲得、大学における産学連携・SU創出機能の強化、産学連携・SU創出に挑む研究者の裾野拡大・底上げ）の間の関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終アウトカムと中間アウトカムの間の因果関係等について、先行研究のサーベイを実施。</li> <li>大学等を対象とした好事例調査や基礎情報の収集を継続し、収集した情報を基に、国費投入額・研究開発費等に対する効果等の分析を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終アウトカムに関する国内外の先行研究</li> <li>「大学等における产学研連携等実施状況について」、「科学技術の状況に係る総合的意識調査（NISTEP定点調査）」など</li> </ul>
B	研究大学群の形成に向けた各種支援等が中間アウトカムに与える効果（国費投入額・研究開発費等に対して等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存調査等も活用しながら各種支援等のアウトプットのデータを収集。</li> <li>各種支援等と中間アウトカムの因果関係等について、国費投入額・研究開発費等に対する効果等の分析を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大学等における产学研連携等実施状況について」</li> <li>国際卓越研究大学及びJ-PEAKS採択大学における状況把握のために収集するデータなど</li> </ul>

### 4. 分析・検証体制

- (A) の分析・検証については、先行研究のサーベイや好事例調査、基礎情報の収集及びそれらを踏まえた分析を文部科学省と科学技術・学術政策研究所（NISTEP）が連携しつつ実施。
- (B) の分析・検証においては、文部科学省のマネジメントの下、NISTEPを中心に連携し、大学から独自に収集したデータも含めて分析。  
※分析・検証の方法及び体制については、指標も含めて状況において柔軟に見直しを行う。  
※また、各種データの収集においては研究現場への過度な業務負担が生じないよう十分配慮する。
- 「地域中核・特色ある研究大学強化促進事業」等の個別事業の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

### 5. ロードマップ



### 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを各種審議会等にフィードバックし、研究大学群の形成に向けた効果的な支援策の実践に活用。

# 国際卓越研究大学法に基づく基本方針の主なポイント①

## 1. 国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進の意義と目標

- 多様な分野の世界トップクラスの研究者が集まり、次世代の研究者を育成できる機能を強化（世界から先導的モデルとみなされる世界最高水準の研究大学）
- 国内外の若手研究者を惹きつける多様性と包括性が担保された魅力的な研究環境を実現し、学術研究ネットワークを牽引
- 社会の多様な主体と常に対話し、協調しながら、イノベーション・エコシステムの中核的役割を果たす



## 2. 国際卓越研究大学の認定に関する基本的な事項

### 判断

これまでの実績や蓄積のみで判断するのではなく、世界最高水準の研究大学の実現に向けた「変革」への意思(ビジョン)とコミットメントの提示に基づき実施。

### 大学数

制度の趣旨を踏まえ、認定及び認可される大学は無制限に拡大するものではなく、数校程度に限定。また、大学ファンドの運用状況等を勘案し、段階的に認定及び認可を行う。

### 要件

制度の趣旨や大学の負担も考慮し、大学認定と計画認可の審査プロセスを一体的に実施。

1. 国際的に卓越した研究成果を創出できる研究力

2. 実効性高く、意欲的な事業・財務戦略

3. 自律と責任のあるガバナンス体制

### 公募期間

数か月確保。審査においては、研究現場の状況把握や大学側との丁寧な対話を実施。



# 国際卓越研究大学法に基づく基本方針の主なポイント②

## 3. 国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に関する基本的な事項

### 3 - (1) 研究体制強化の目標

#### ➤ 目標には、アウトプットだけでなく、アウトカムについて記載

個々の事業の結果、整備される研究環境や人材の数（外国人研究者の割合の向上を含む）等のアウトプットだけでなく、アウトカム（研究水準の向上、研究成果の活用がもたらすインパクト等）について記載。

#### ➤ 世界の学術研究ネットワークを牽引、イノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムの全体像を提示

制度の趣旨を踏まえ、各大学が計画を作成する際には、世界トップレベルの研究大学をベンチマークすることとし、世界の学術研究ネットワークを牽引するに足る高い研究水準の達成を図り、新たな研究領域やイノベーションを常に創出し続けるマネジメント・システムの全体像を提示。

### 3 - (2) 事業の内容、実施方法及び実施時期

国際卓越研究大学は、**人材・知・資金の好循環**を生み出すことができるよう、価値創造や社会課題解決に資する研究基盤への投資だけでなく、大学の持続的成長に向けて、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、**長期的視野に立った新たな学問分野や若手研究者への投資など、次世代の知・人材の創出**にも取り組む。



#### イ. 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

(例)

- ◆ 研究実証施設や融合研究センター、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究インフラの戦略的整備・更新・維持

#### ロ. 優秀な若年の研究者の育成及び活躍の推進

(例)

- ◆ 安定した若手ポストの確保
- ◆ 博士課程学生の経済的支援
- ◆ 海外研修

#### 八. 国際的に卓越した能力を有する研究者の確保、研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者等の確保

(例)

- ◆ 学内人事制度の構築、家族の滞在に係る支援
- ◆ URA等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材のポストの確保
- ◆ 国際研究協力を支える事務職員、ファンドレイザーや財務専門職員等の確保

#### 二. 研究の支援又は研究成果の活用のために必要な技術者等の育成

(例)

- ◆ URA等の研究マネジメント人材や技術職員等の専門職人材、ファンドレイザーや財務専門職員等のキャリアパスの構築
- ◆ 国内外における研さん機会の拡大、資格取得支援

#### 木. 研究成果の活用のために必要な事業を行ふための環境の整備充実

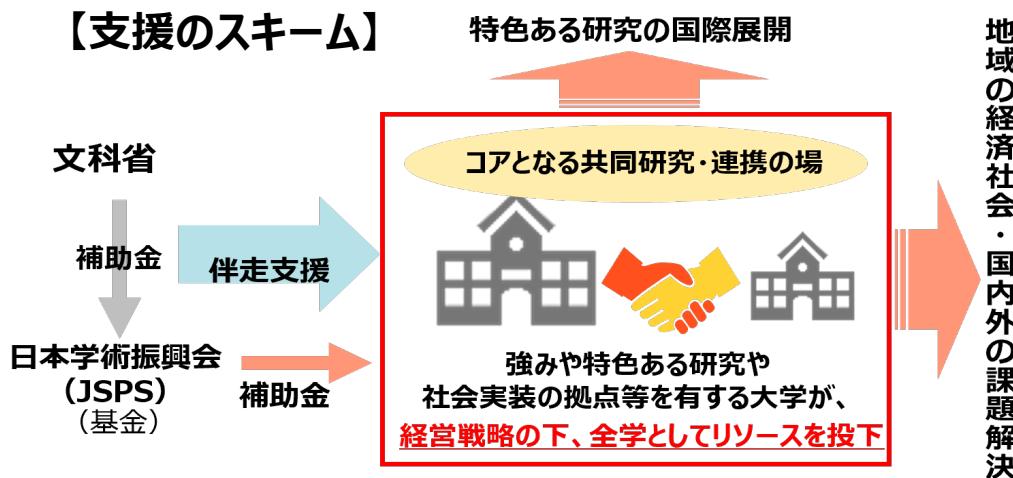
(例)

- ◆ 大学発スタートアップの創出拠点や大型産学共創拠点の形成
- ◆ 大学発スタートアップ育成に向けたギャップファンド運営・直接投資
- ◆ 国内外のアクセラレーターとの連携によるスタートアップを対象としたアクセラレーションプログラムの展開

# 地域中核・特色ある研究大学強化促進事業（J-PEAKS）の支援スキーム

地域中核・特色ある研究大学\*が研究力の飛躍的向上に向けて、各大学が10年後の大学ビジョンを描き、そこに至るための、強みや特色ある研究力を核とした経営戦略の下、大学間での連携も図りつつ、研究活動の国際展開や社会実装の加速・レベルアップの実現に必要なハードとソフトが一体となった環境構築の取組を支援

\* ①強みを持つ特定の学術領域の卓越性を発展させる機能、②地球規模の課題解決や社会変革に繋がるイノベーションを創出する機能、③地域産業の生産性向上や雇用創出を牽引し、地方自治体、産業界、金融業界等との協働を通じ、地域課題解決をリードする機能：これらのいずれか又は組み合わせた機能を有する大学



- 強みを有する大学間での連携による相乗効果で、研究力強化に必要な取り組みの効果を最大化
  - 特定領域のTOP10%論文が世界最高水準の研究大学並みに
  - 強みや特色に基づく共同研究や起業の件数の大幅増加、持続的な成長を可能とする企業や自治体等からの外部資金獲得
- ✓ 研究を核とした大学の国際競争力強化や経営リソースの拡張
- ✓ 戰略的にメリハリをつけて経営リソースを最大限活用する文化の定着

我が国の科学技術力の飛躍的向上  
地域の社会経済を活性化し課題解決に貢献する研究大学群の形成

# 研究環境の強化に資する観点からの研究時間の質の向上ガイドライン

テーマ	観点（各大学に促したい行動変容）	行動変容の程度を見定めるための具体的要素
研究DX 研究データの 管理・利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>各大学のオープンアクセスポリシー・データポリシーの策定</li> <li>機関リポジトリの構築・活用（論文や研究データ等の研究成果の収載・公開状況）</li> <li>研究DX支援体制の整備</li> <li>新たな研究アプローチのユースケース創出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オープンアクセスポリシー・データポリシー策定</li> <li>機関リポジトリで公開された論文・研究データ等の収載数の増加</li> <li>研究DXに向けた環境整備（インフラ導入、支援人材の確保など）</li> <li>研究DXを活用した研究成果の創出</li> <li>研究成果（論文、研究データ等）のプラットフォーム等への登録情報の評価や申請への活用</li> </ul> <p>など</p>
研究設備・ 機器の共用化 促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究設備・機器の共用方針の策定</li> <li>研究設備・機器の共用化による環境整備</li> <li>共用設備・機器の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>共用方針の策定</li> <li>1,000万円以上の設備・機器の共有化状況</li> <li>統括部局が明記された論文の創出（謝辞など）</li> </ul> <p>など</p>
技術職員等 専門職人材 の待遇改善	<p><b>「コアファシリティ」の整備運用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共用機器を管理する「統括部局」の確立</li> <li>「統括部局」と連動した技術職員の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統括部局が明記された論文の創出（謝辞など）</li> <li>統括部局と技術職員のマネジメント体制の整備</li> <li>統括部局の設備整備・運用への関与</li> </ul> <p>など</p>
URAの質 及び量の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術職員の研究活動に対する貢献（とその可視化）</li> <li>専門性の高い技術職員を獲得する環境整備の状況（給与・待遇の整備とその実施状況）</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>URA等の専門人材の配置・育成（各大学やURAスキル認定機構の認定URA、他のURAや研究推進等に係る事務職員や技術職員等）</li> <li>研究者とURA等の連携による研究環境改善</li> <li>URA等の専門人材のキャリアパス構築と研究マネジメントへの参画</li> <li>URA等の専門人材を活用した事務手続改善の取組（事務手続の改善による研究時間の確保に資するもの）</li> <li>URA（大学）とPM（FA）との人材流動性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>コアファシリティに参画している技術職員の活用</li> <li>コアファシリティに参画している技術職員の論文への記載（著者・謝辞など）</li> <li>技術職員の待遇・職位の改善</li> <li>修士号・博士号取得者の技術職員における活用</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>各大学におけるURA等の能力に関する認知度向上→博士号取得者のURA等としての活用やURA等に対する執行部の役職の付与</li> <li>質保証制度で認定されたURAの活用</li> <li>研究者に代わり各種対応を行う認定URAの配置（例：各種申請や外国人対応など）</li> <li>URA等の能力向上や大学とFAとの連携強化による研究支援の充実・高度化</li> </ul> <p>など</p>

注記：上記の順番は  
テーマの優先順位によるものではない

# ① 大学マネジメントに資する観点からの研究時間の量の向上ガイドライン

テーマ	観点（各大学に促したい行動変容）	行動変容の程度を見定めるための具体的要素
URAの質及び量の確保 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> <li>URA等の専門人材の配置・育成（各大学やURAスキル認定機構の認定URA、その他のURAや研究推進等に係る事務職員や技術職員等）</li> <li>研究者とURA等の連携による研究環境改善</li> <li>URA等の専門人材のキャリアパス構築と研究マネジメントへの参画</li> <li>URA等の専門人材を活用した事務手続改善の取組（事務手続の改善による研究時間の確保に資するもの）</li> <li>URA（大学）とPM（FA）との人材流動性の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各大学におけるURA等の能力に関する認知度向上 →博士号取得者のURA等としての活用や URA等に対する執行部の役職の付与</li> <li>質保証制度で認定されたURAの活用</li> <li>研究者に代わり各種対応を行う認定URAの配置（例：各種申請や外国人対応など）</li> <li>URA等の能力向上や大学とFAとの連携強化による 研究支援の充実・高度化</li> </ul> <p>など</p>
教育教員と研究教員の役割分担の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究と教育それぞれに重点を置いた教員の活用</li> <li>バイアウト制度の柔軟な活用</li> <li>授業以外の学生対応（メンタルケアなど）を担当する専門人材の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育・研究それぞれに重きを置く教員の役割分化に向けた 大学ごとの検討・取り組み</li> <li>教育効果を維持しつつ、重複した内容の授業の共有化による 授業負担の軽減</li> <li>バイアウトで雇用された人員の活用</li> <li>学生対応を行う専門組織や人材の設置による指導教員の 負担減</li> </ul> <p>など</p>
大学入試業務の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>アドミッションオフィスや事務職員や外部委託を活用した入試業務の推進</li> <li>入試問題作成業務の負担軽減（過去問利用や他機関との連携）</li> </ul> <p>注：大学の教育理念に基づき、大学が責任を持って実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入試問題作成における研究時間確保の工夫 (過去問活用、外部の専門家等の活用など)</li> <li>試験監督における工夫 (試験監督等の事務職員・大学院生の活用など)</li> </ul> <p>など</p>
大学内の会議を削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガバナンス体制の見直しによる委員会や会議の削減</li> <li>運営組織にかかる委員会等の統廃合や形式の変更</li> <li>実施する会議の省力化・効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>会議の削減に向けた方針の検討・設置（会議による決定事項の削減など含む）</li> <li>教員の参加する会議の削減や、事務職員等の会議への参加の促進</li> <li>会議の電子化やDX化の推進</li> </ul> <p>など</p>

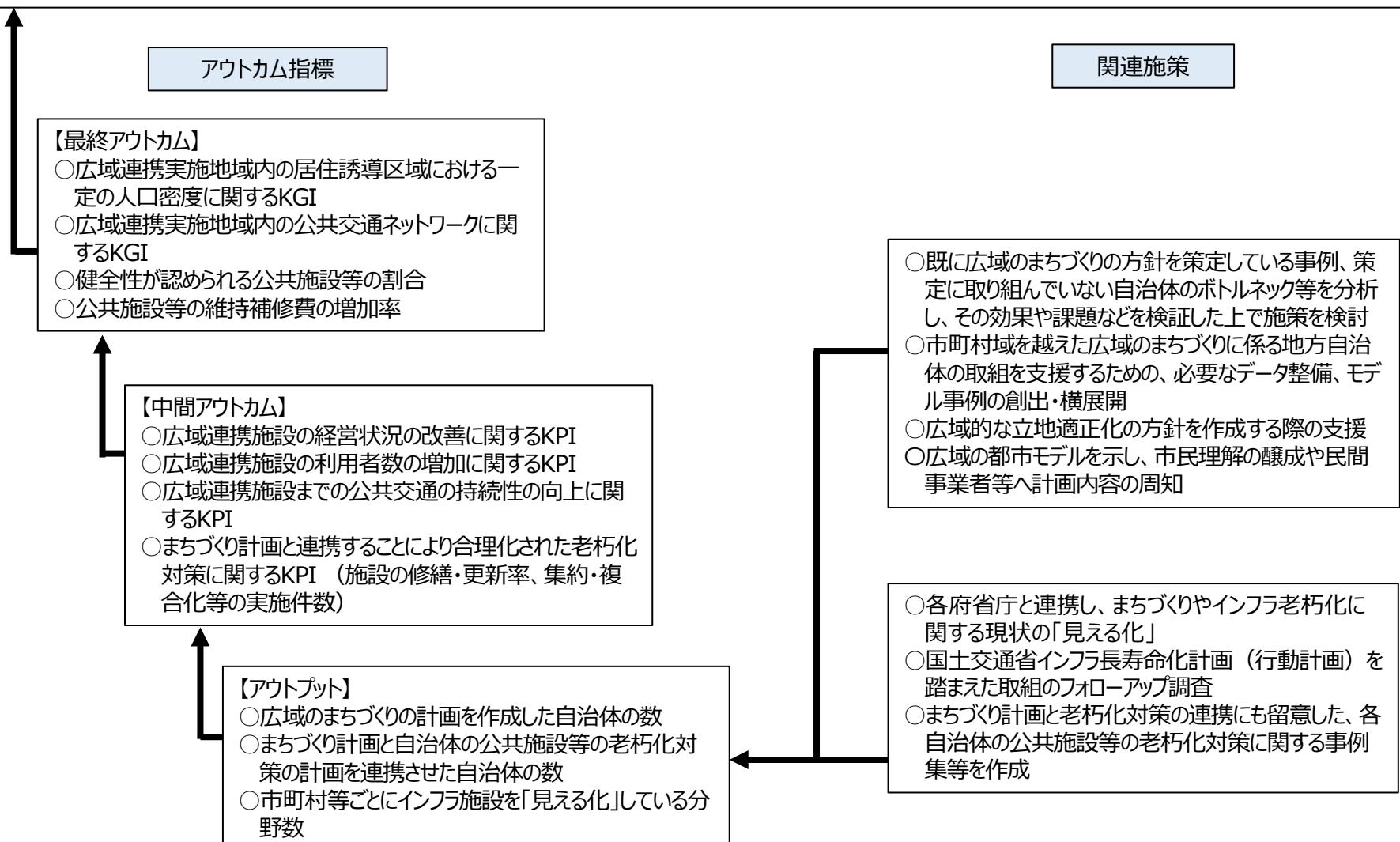
注記：上記の順番は  
テーマの優先順位によるものではない

(出典) 地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージ（令和6年2月20日改訂）

## 8. 広域のまちづくり

### 1. 政策体系の概要

政策目標：広域的な都市圏のコンパクト化の推進による地域社会の持続可能性の向上、まちづくり計画と連携した老朽化対策（修繕・更新、集約・複合化等）の推進によるインフラ機能の確実かつ効率的な確保



## 2. 検証事項

- ・広域的な視点でまちづくりを実施することの効果及び、まちづくりと公共施設等の老朽化対策を連携して実施することの効果について、実施した自治体と実施しなかった自治体でどのような効果が発現するか、これまでの自治体のトレンドを踏まえながら有意な差があるかを検証する。
- ・また、広域連携や、まちづくりと老朽化対策との連携にあたっての課題についても合わせて把握する。

## 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
A 広域的な都市圏のコンパクト化の推進により、行政サービスの維持向上、自治体を超えた交流の活性化が図られるか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・広域的な都市圏のコンパクト化を実施している自治体と実施していない自治体を比較しどのような効果の差異が出ているかを検証する。併せて、どのような手段（誘導・規制・予算等）を用いると広域的な都市圏のコンパクト化が進むかを把握する。</li><li>・広域的な都市圏のコンパクト化に取り組んでいる自治体の連携状況を把握し、サービスレベルの変化、人流の変化等を把握する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口密度変化</li><li>・公共交通の路線数・利用者数・売上</li><li>・拠点内施設数変化 等</li></ul>
B まちづくりと老朽化対策が連携することにより、公共施設等の修繕・更新率の向上、集約・複合化の件数や健全性が向上するのか。	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体のまちづくり計画と公共施設等の老朽化対策の計画の連携状況を把握した上で、修繕・更新率や健全性等の変化を把握する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・自治体の公共施設等の老朽化対策の計画</li><li>・自治体の公共施設等の修繕数、更新数、集約・複合化件数、施設の健全性、維持管理費用等のデータ</li></ul>

## 4. 分析・検証体制

- ・(A) の分析・検証においては、広域コンパクト化を実施している自治体において、行政サービスに関するデータを収集する。人流分析については、ビッグデータの活用も検討する。また、自治体間での調整上のボトルネック等を分析し、その効果や課題などを検証した上で施策を検討する。
- ・(B) の分析・検証においては、関係省庁と連携し、まちづくり計画と各自治体の公共施設等の老朽化対策の連携状況の把握や、データ収集、分析・検証等を行う。また、必要に応じて専門性を有する有識者も活用する。
- ・関連する個別事業については既存の行政事業レビューなどを活用。

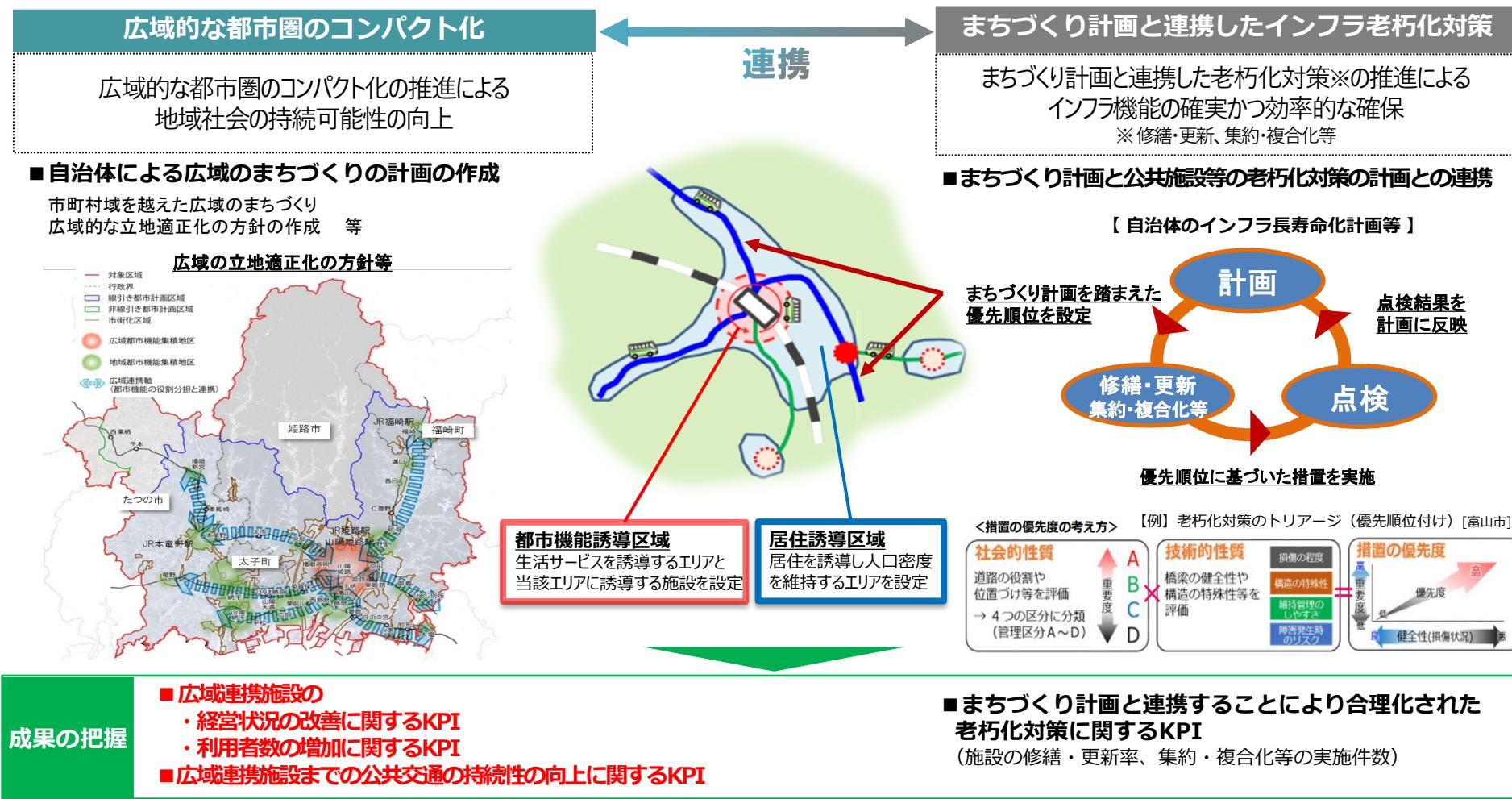
## 5. ロードマップ

分析・検証	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度以降
A. 広域的な都市圏のコンパクト化の推進	<p>広域のまちづくりの方針を策定・検討途上の自治体等へのヒアリングを実施</p> <p>KPIの設定</p>	<p>データ収集方法の検証・改善</p>		<p>3年間の分析・検証の結果を踏まえて、今後検討必要に応じてロジックモデルの見直し</p>
B. まちづくりと老朽化対策の連携	<p>まちづくり計画と各自治体の老朽化対策の連携状況の調査（関係省庁※と連携）</p> <p>まちづくり計画との連携について自治体に方針を周知</p> <p>・アウトプットのKPIの数値目標の設定 ・収集したデータを元に、中間・最終アウトカムのKPIの定義を設定</p> <p>データ収集方法を計画</p>	<p>中間・最終アウトカムのKPIの数値目標設定（収集データを元に具体的数値目標等の設定）</p> <p>データ収集の実行（自治体の計画・取組、国交省・関係省庁※、自治体の維持管理データ等を関係省庁※と連携して収集）</p> <p>データ収集方法の検証</p> <p>データ収集方法の改善</p>		<p>3年間の分析・検証の結果を踏まえて、今後検討必要に応じてロジックモデルの見直し</p> <p>※公共施設等を所管する府省庁</p>

## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

- 当該エビデンスを都市計画運用指針などまちづくりの技術的助言の変更に活用し、国としての方針を作成する。
- また、まちづくり計画と連携したインフラ老朽化対策の取組状況を「見える化」するとともに、関係省庁連絡会議等を活用して関係省庁と連携し、公共施設等に関する各種計画見直しや自治体に先進的な取組事例の全国展開を進める。

人口減少とインフラ老朽化が進む中、広域的な都市圏のコンパクト化の推進による地域社会の持続可能性の向上と、まちづくり計画と連携した老朽化対策(修繕・更新、集約・複合化等)の推進によるインフラ機能の確実かつ効率的な確保を図る。



# 10. 防衛生産・技術基盤の維持・強化

## 1. 政策体系の概要

政策目標：自衛隊の任務遂行に必要不可欠な防衛生産・技術基盤を維持・強化するため、  
・事業撤退等のサプライチェーンリスクにできるだけ未然に対処する  
・新しい戦い方に必要な先端技術を含め、必要な技術をできるだけ早期に取り込むとともに、より装備化につながる研究を促進する  
・防衛装備移転を推進する

アウトカム指標

最終アウトカム指標

- サプライチェーンリスクの顕在化により調達が困難となった件数
- 防衛省におけるスタートアップ企業との契約件数およびスタートアップ企業がサプライチェーンに参入した件数
- 10億円以上のシステム研究開発事業の件数に占める装備化に至った件数の割合
- 「安全保障技術研究推進制度」の研究終了後の追跡調査等により把握された特許・査読付き論文の件数、防衛省での研究開発事業につながった件数
- 防衛装備の海外移転の実現件数

中間アウトカム指標

- 事業撤退等のサプライチェーンリスクに対して防衛生産基盤強化法に基づく特定取組により、安定的な製造等（※）の確保につながった指定装備品等の品目数

※供給網強靭化、製造工程効率化、サイバーセキュリティ強化、事業承継または新規事業立ち上げ

- 防衛産業参入促進展やスタートアップ合同推進会を契機として、商談に繋がった件数

- 防衛生産基盤強化法に基づく  
a.サプライチェーン調査の実施品目数  
b.事業承継等をはじめとした特定取組に関する装備品安定製造等確保計画の認定件数

- 防衛産業参入促進展の件数及び出展企業数
- スタートアップ合同推進会におけるスタートアップ企業等の参加数

関連施策

- 防衛生産基盤強化法（※）に基づくサプライチェーン調査、特定取組に対する財政上の措置※防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律
- 防衛産業サイバーセキュリティ基準への対応に係るシステムセキュリティ調査等
- 防衛装備品特有の技術分野に係る技術基盤の維持強化に資する研究

- 防衛産業参入促進展
- スタートアップ活用に向けた合同推進会

## 最終アウトカム指標（再掲）

- サプライチェーンリスクの顕在化により調達が困難となった件数
- 防衛省におけるスタートアップ企業との契約件数およびスタートアップ企業がサプライチェーンに参入した件数
- 10億円以上のシステム研究開発事業の件数に占める装備化に至った件数の割合
- 「安全保障技術研究推進制度」の研究終了後の追跡調査等により把握された特許・査読付き論文の件数、防衛省での研究開発事業につながった件数
- 防衛装備の海外移転の実現件数

## 中間アウトカム指標

- 10億円以上の研究開発事業についての、システム研究事業（要素研究に終わらずに、研究開発の成果をとりまとめ、完成品としての装備品の開発を目指す研究事業）の件数の割合
- 「安全保障技術研究推進制度」の研究終了時点での終了評価（研究成果の公表等の波及効果も評価の対象に含む）において、その年度の全ての研究課題の件数に対し、大学、公的研究機関、企業等に所属する外部有識者からなる委員会において、論文や特許、新しい分野の開拓、社会への裨益を評価したうえで、期待どおりかそれ以上の研究成果が得られたと評価された研究課題の件数

## 関連施策

### 防衛技術基盤の強化のための関連施策

- 研究開発事業についてのシステム研究化の推進  
※システム研究とは、研究の計画段階から要素研究に終わらずに、研究開発の成果をとりまとめ、完成品としての装備品の開発を目指す研究をいう。
- 先進技術の橋渡し研究（革新的・萌芽的な先進技術を装備品としての出口につなげるために技術の成熟度を高める研究）
- ブレークスルー研究（革新的なチャレンジとともに先進民生技術の取り込みを行う）
- 安全保障技術研究推進制度(先進的な技術についての基礎研究を発掘、育成)（委託費による研究）

- 移転対象国との装備移転に関する合意に至った案件数

- 防衛装備の海外移転の個別許可件数(国際共同開発・生産に関する海外移転や米国からのライセンス生産品に係る部品・役務の提供等、防衛装備移転三原則の運用指針1(2)ア及びイ(ウ)(エ)(オ)に定める我が国の安全保障に資するもの)
- 装備移転仕様等調整計画の認定件数
- 国際装備展示会への出展件数
- 装備移転推進の実現可能性調査件数

- 防衛装備移転三原則及びその運用指針
- 防衛生産基盤強化法に基づく防衛装備移転円滑化基金
- 国際装備展示会への出展
- 装備移転推進の実現可能性調査

## 2. 検証事項

- ・防衛生産基盤に係る取組は、防衛産業を取り巻く様々な課題やリスク（サプライチェーンリスクなど）に対して、効果的に対応することにつながっているか。
- ・防衛技術基盤に係る取組は、装備化の実現や先端技術の取込み、新たな技術基盤の創出につながっているか。

## 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

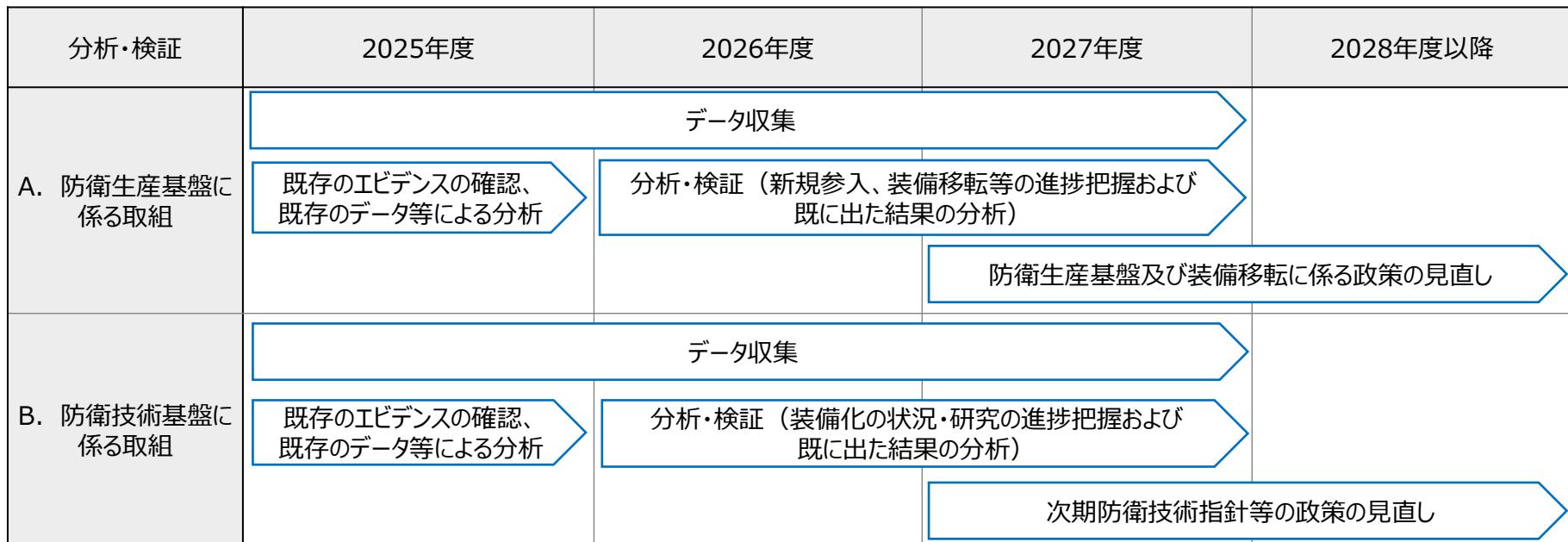
確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
<p>A</p> <p>防衛生産基盤に係る施策により、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・装備品等の安定的な製造等の確保につながっているか。</li><li>・スタートアップ企業との契約件数およびスタートアップ企業がサプライチェーンに参入した件数の増加につながっているか。</li><li>・防衛装備移転の個別案件に進捗が生まれ、海外への移転に結びついているか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定取組契約管理表によって個々の装備品安定製造等確保事業の進捗状況を管理するほか、装備品安定製造等確保事業に係る契約に基づく検査などを通じ、装備品等の安定的な製造等の確保に関するリスクの顕在化の防止状況を分析・検証。</li><li>・スタートアップ合同推進会では、登壇したスタートアップ等から登壇後の経過を情報収集。防衛産業参入促進展では、商談実績及びサプライチェーン参画実績を確認。併せて、省内関係課等とも連携し、スタートアップの活用実績を把握。これらを経年の変化で把握する。</li><li>・単年度単位での効果が見えづらいことから、移転案件ごとに分析・検証を実施。具体的には、防衛装備移転の実施企業へのヒアリング及び実際に移転（合意）した案件に対する成就した要因分析等を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・特定取組契約管理表で管理をしている個々の装備品安定製造等確保事業の<ul style="list-style-type: none"><li>・契約日</li><li>・取組完了時期</li><li>・納期 等のデータ</li></ul></li><li>・装備品安定製造等確保事業に係る契約に基づく検査の結果</li><li>・スタートアップ合同推進会に登壇した企業数及び意見交換等を行ったスタートアップ企業数</li><li>・防衛産業参入促進展に参加した企業数及び意見交換等を行った企業数</li><li>・スタートアップ企業と防衛省の直接契約実績数</li><li>・防衛装備の海外移転に関するデータ<ul style="list-style-type: none"><li>①外為法に基づく個別許可件数</li><li>②防衛装備庁の施策に基づく、2024年度実績</li></ul></li><li>・装備移転仕様等調整計画の認定実績</li><li>・国際装備展示会への参加実績</li><li>・装備移転推進の実現可能性調査</li><li>・各国との防衛装備に関する会議体の設置</li></ul>

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
<p>B 防衛技術基盤に係る取組により、        ・10億円以上の研究開発事業に関し、その後の装備化について        ながっているか。        ・「安全保障技術研究推進制度」で得られた研究成果が、        その後発展しているか、派生した技術等があるか。</p>	<p>右記データを元に研究開発事業全体に占めるシステム研究の割合、進捗状況を分析・検証するとともに、研究開発終了後の装備化の状況を検証。</p> <p>システム研究については、10億円以上の研究開発については装備化を目指すシステム研究として計画すべきことを、文書をもって部内に指示。</p> <p>「安全保障技術研究推進制度」に関する右記データについて、研究により得られた成果、論文や特許の件数、学会発表について、外部の調査会社・研究機関等も活用しながら分析・検証を実施。またフォローアップ調査の適切な活用方法を検討中。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発事業についての業務計画</li> <li>・研究開発を経て装備化された装備品のデータ</li> <li>・「安全保障技術研究推進制度」における外部有識者による委員会の最終評価時の評価資料、評価に関する議事録、評価結果公表資料並びに「安全保障技術研究推進制度」の適用が終了した研究の論文や特許の件数、引用数等についてもフォローアップ調査を活用し、データを収集。</li> </ul>

## 4. 分析・検証体制

- ・ (A) の分析・検証においては、外部の調査会社等と意見交換もしつつ、関係省庁（国家安全保障局、経済産業省、外務省等）とも綿密に連携していく。
- ・ (B) の分析・検証においては、外部の調査会社・研究機関等も活用しつつ、分析・検証を実施。具体的には実績数の調査のほか、成果をより正確に把握できる方法がないか検討中。「安全保障技術研究推進制度」等の個別事業の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

## 5. ロードマップ



## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスを関係者（有識者会議含む）にフィードバックし、各種施策の改善や新規施策の立案過程において活用し、政策目標の実現に向けて、より効果的な施策の実施に結び付けていく。

# 防衛生産基盤強化法<sup>†</sup>

<sup>†</sup> 防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（令和5年法律第54号）



(3-③参考)サイバーセキュリティ強化基盤強化の措置(イメージ)

## 1 防衛産業の位置付け明確化

- ▶ 装備品等の開発・生産の基盤の維持・強化について、その重要性が一層増していることを明確化。
- ▶ 基盤強化の基本方針を防衛大臣が定め、公表。



(4参考)装備移転  
移転対象となり得る防空レーダー

## 3 基盤強化の措置

- ▶ 基盤の強化に資する事業者の取組を認定の上、(サプライヤ企業に対しても)直接的に経費を支払。  
→ サプライチェーンリスクへ対応し、基盤強化を推進。



(3-②参考)製造工程の効率化  
上:従来の手作業による製造工程  
下:金属3Dプリンタ導入による自動化(イメージ)

## 6 製造施設等の国による保有

- ▶ 他の措置を講じてもなお他に手段がないとき、国が製造施設等を取得し、事業者に管理を委託。  
→ 装備品等の製造等や適確な調達を確保。



(6参考)米国における製造施設等の国有事例  
上:空軍 United States Air Force Plant<sup>4</sup>  
下:陸軍 Joint Systems Manufacturing Center

## 2 サプライチェーン調査

- ▶ 国が調査を実施し、サプライチェーンリスクを直接把握。
- ▶ 調査に対する事業者の回答については、努力義務。  
→ 調査結果を基盤強化の措置に活用。

## 4 装備移転円滑化措置

- ▶ 装備移転のため、移転対象の装備品等の仕様・性能等を国求めにより変更する場合に、必要な費用を助成。



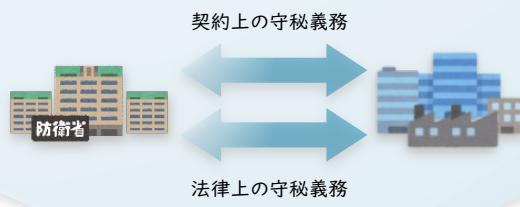
## 5 資金の貸付け

- ▶ 株式会社日本政策金融公庫により、装備品等の製造等に必要な資金の貸付けを配慮。



## 7 装備品等契約の秘密保全

- ▶ 装備品等に関する機微な情報の保全強化のため、契約上の守秘義務から法律上の守秘義務へ。



# 集中的な研究開発投資・防衛技術基盤の強化

- 将来の戦い方に直結し得る装備・技術分野に集中的に投資。また、10年より先も見据え、防衛用途に直結し得る技術に重点的に投資し、早期に技術獲得。
- 研究開発プロセスに、従来型とは異なる新たな研究開発の手法を導入。

## 防衛省による、集中的な研究開発投資(概ね10年後までの主な事業の例)



## 防衛技術基盤の強化

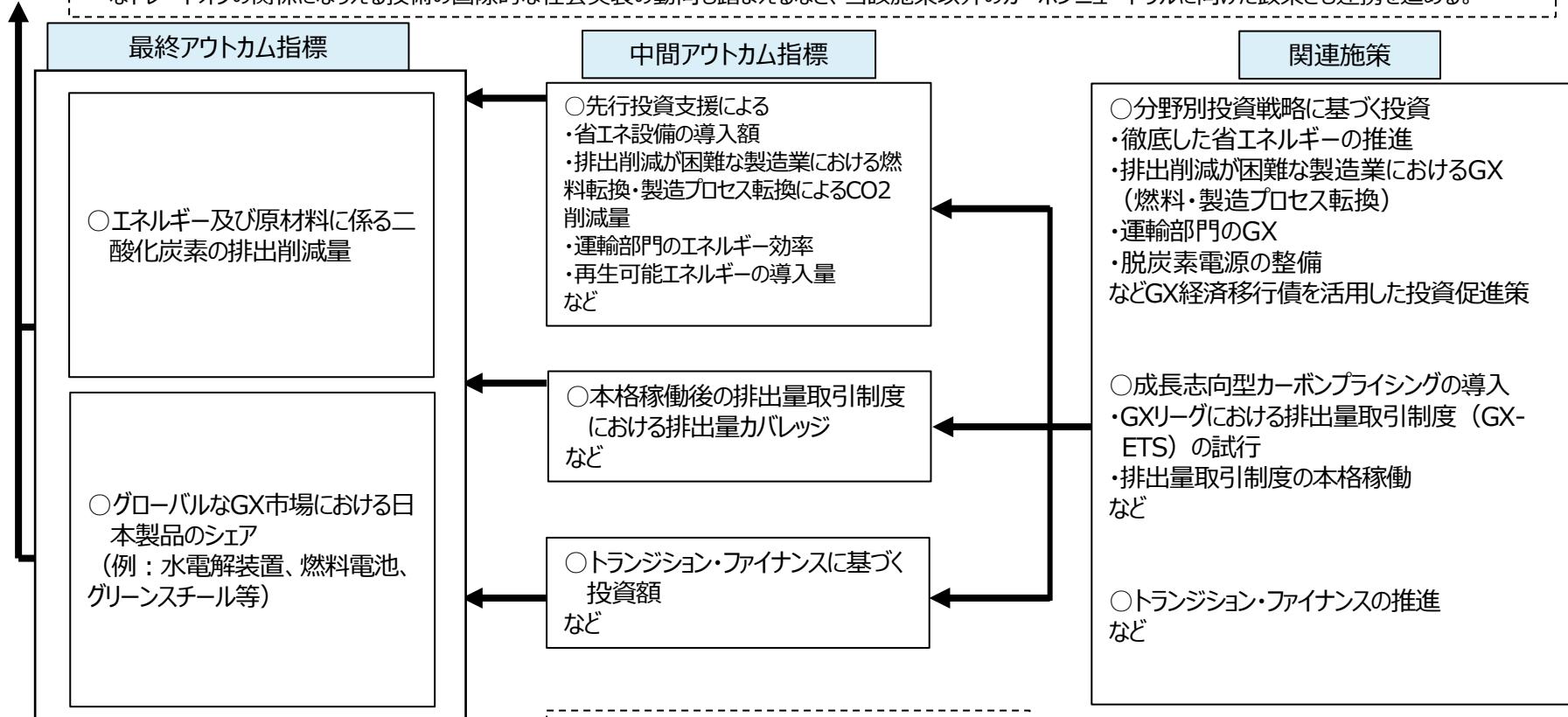
- ✓ 研究開発事業についてのシステム研究化の推進
  - ※システム研究とは研究の計画段階から要素研究に終わらずに、研究開発の成果をとりまとめ、完成品としての装備品の開発を目指すもの
- ✓ 先進技術の橋渡し研究(革新的・萌芽的な先進技術を装備品としての出口につなげるために技術の成熟度を高める研究)
- ✓ ブレークスルー研究(革新的なチャレンジとともに先進民生技術の取り込みを行う)
- ✓ 安全保障技術研究推進制度(先進的な技術についての基礎研究を発掘、育成)

# 11. 2050年カーボンニュートラルに向けたGXへの投資（GX実現に向けた基本方針、GX2040ビジョン）

## 1. 政策体系の概要

政策目標：2030年度の温室効果ガス46%削減及び2050年カーボンニュートラルの国際公約の達成  
我が国のエネルギー需給構造の転換、さらには産業構造・社会構造の変革を通じ、日本経済の産業競争力強化・経済成長につなげていく

※排出削減と除去のように、除去技術が進展すれば排出削減が代替される可能性が高まり、逆に除去技術が進展しなければ排出削減の必要性が高まるようなトレードオフの関係になりえる技術の国際的な社会実装の動向も踏まえるなど、当該施策以外のカーボンニュートラルに向けた政策とも連携を進める。



※GX経済移行債の発行に係る指標（発行条件等）や炭素価格についても参考とする。

## 2. 検証事項

- ・政府の取組による、エネルギー及び原材料に係る二酸化炭素削減効果の見込み及び実績はどの程度か。
- ・政府の取組による、グローバルなGX市場における日本製品のシェアはどの程度か。

### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等		分析・検証方法	用いるデータ等
A	GX経済移行債を活用した先行投資支援策によって増加した投資により、エネルギー及び原材料に係る二酸化炭素の排出が削減されているか。	「分野別投資戦略」に位置づけたGX経済移行債を活用した「投資促進策」に関し、その事業独自の政策目的の達成度合いを確認するとともに、当該事業における排出削減効果を測定。	・GX経済移行債を活用した予算事業の執行状況等に関するデータ ・分野別投資戦略に基づく取組に関するデータ ・各取組の進捗状況等に関するデータ ・温室効果ガス排出量に関するデータ ・各種統計データ
B	GX経済移行債を活用した先行投資支援によって増加した投資によりグローバルなGX市場において日本製品（例：水電解装置、燃料電池、グリーンスチール等）がシェアを獲得できているか。	「分野別投資戦略」に位置づけたGX経済移行債を活用した「投資促進策」に関し、その事業独自の政策目的の達成度合いを確認するとともに、当該事業における経済効果を測定。	・GX経済移行債を活用した予算事業の執行状況等に関するデータ ・分野別投資戦略に基づく取組に関するデータ ・各取組の進捗状況等に関するデータ ・民間企業等の事業に関するデータ ・各種統計データ
参照指標		•我が国全体の温室効果ガス削減量 •GX経済移行債に係る指標（発行条件等） •炭素価格等	

### 4. 分析・検証体制

- (A) の分析・検証においては、事業独自の政策目的の達成度合いを事業ごとに事業報告に基づき確認するとともに、当該事業における排出削減効果について検証を行い、GX実現に向けた専門家ワーキンググループ等に報告を行い分析・検証を実施。
- (B) の分析・検証においては、GX経済移行債を活用した予算事業の執行状況を基に経済効果の検討を行うとともに、民間企業等へのヒアリングや各種統計データに基づき経済効果の分析・検証までを実施。
- 分野別投資戦略に基づく投資等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

### 5. ロードマップ



### 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

当該エビデンスをGX実現に向けた専門家ワーキンググループ等にフィードバックし、「分野別投資戦略」の進捗管理や見直し、「分野別投資戦略」に基づく投資促進策の効果的な執行に活用。

# 成長志向型カーボンプライシングの枠組み

## (1) 20兆円規模の大胆な先行投資支援

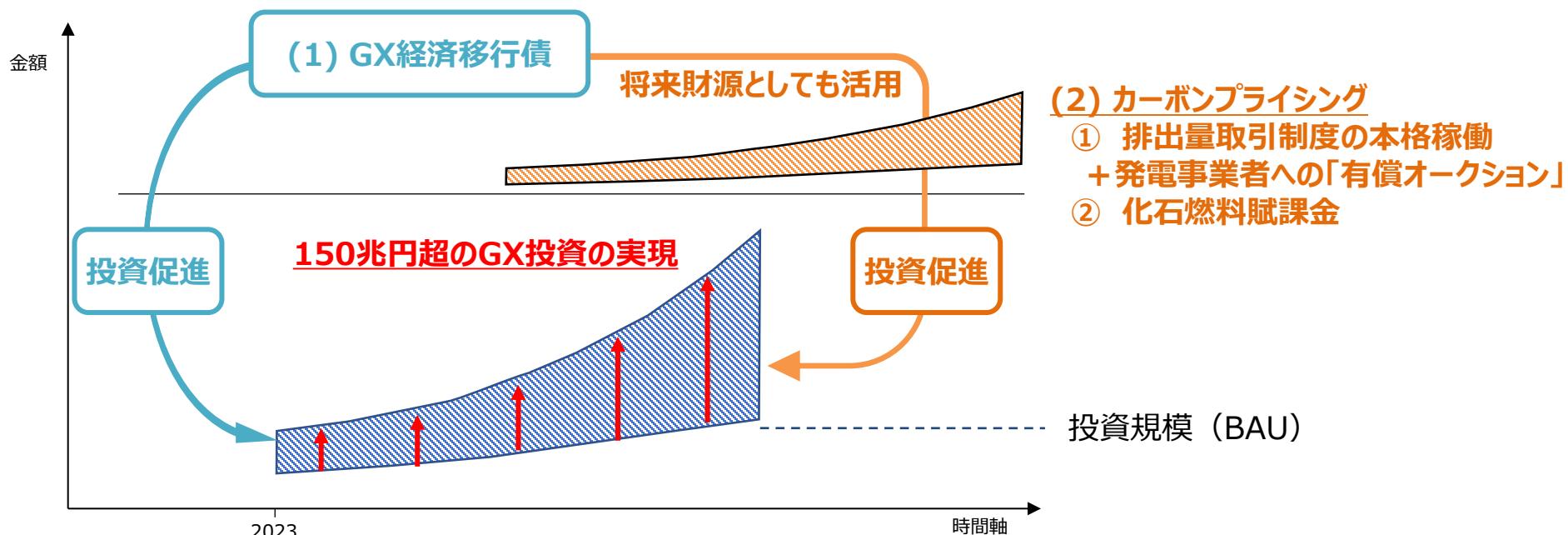
エネルギーの脱炭素化、産業の構造転換等に資する革新的な研究開発・設備投資等を、複数年度にわたり支援。

## (2) カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入

- 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示。  
⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す。

## (3) 新たな金融手法の活用

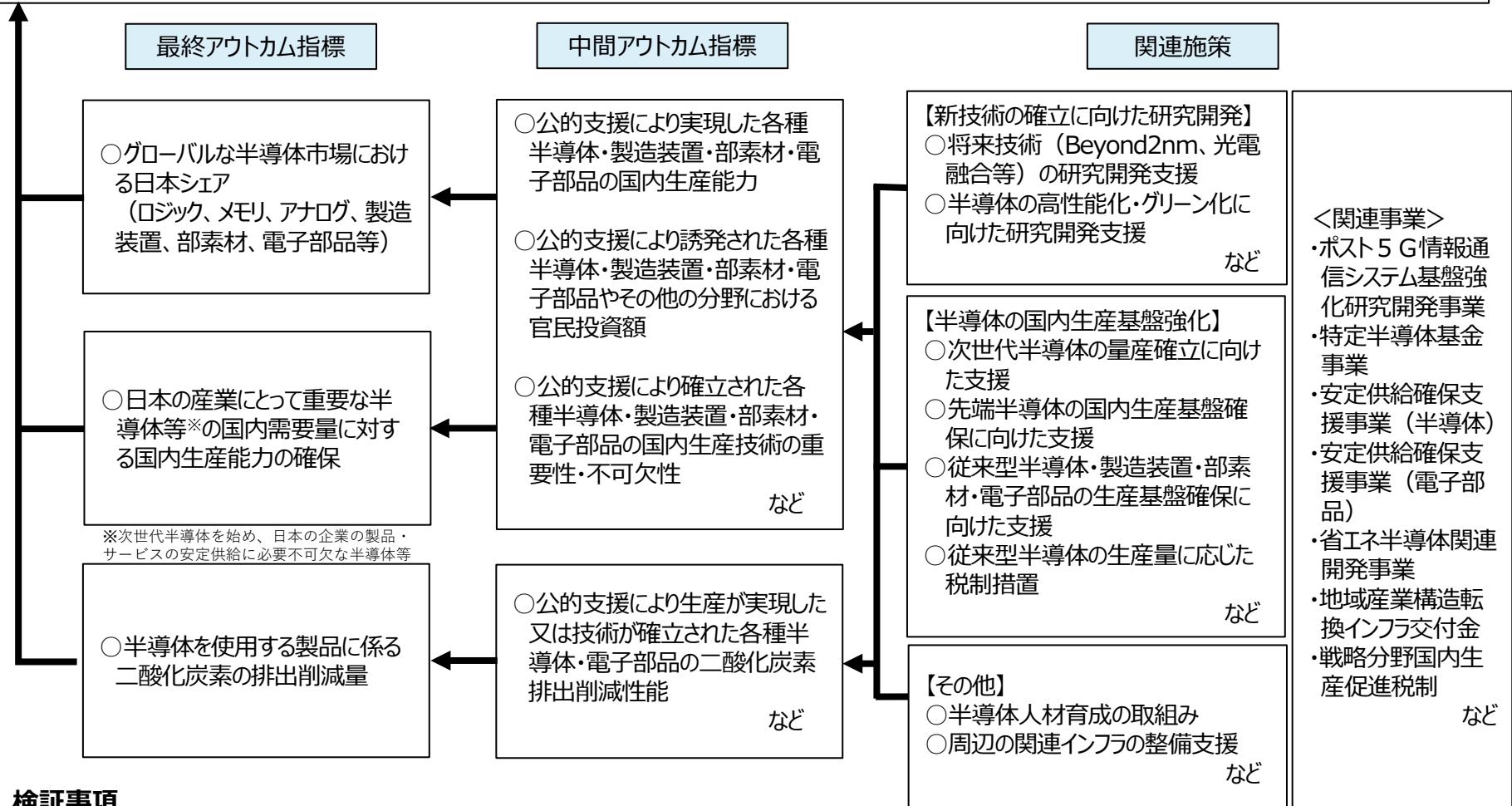
- 「GX経済移行債」の発行（世界初のトランジション国債として累計約3兆円発行済）を含めたトランジション・ファイナンスの推進



## 1.2. 半導体関連の国内投資促進

### 1. 政策体系の概要

政策目標：我が国産業の発展と社会のデジタル化による高度化に必要不可欠なAI・半導体分野の産業競争力を強化させるとともに、安定的な生産能力を確保することで、経済安全保障を確保するとともにエネルギー効率化に繋げること。



### 2. 検証事項

公的支援により実現した研究開発や設備投資が、

- ①各種半導体の売上高増加及び日本のシェア拡大（ロジック、メモリ、パワー半導体等）、地域・関連産業への裨益
- ②国内需要に対する十分な供給能力の確保
- ③半導体を使用する製品に係る二酸化炭素排出削減 に繋がっているか。

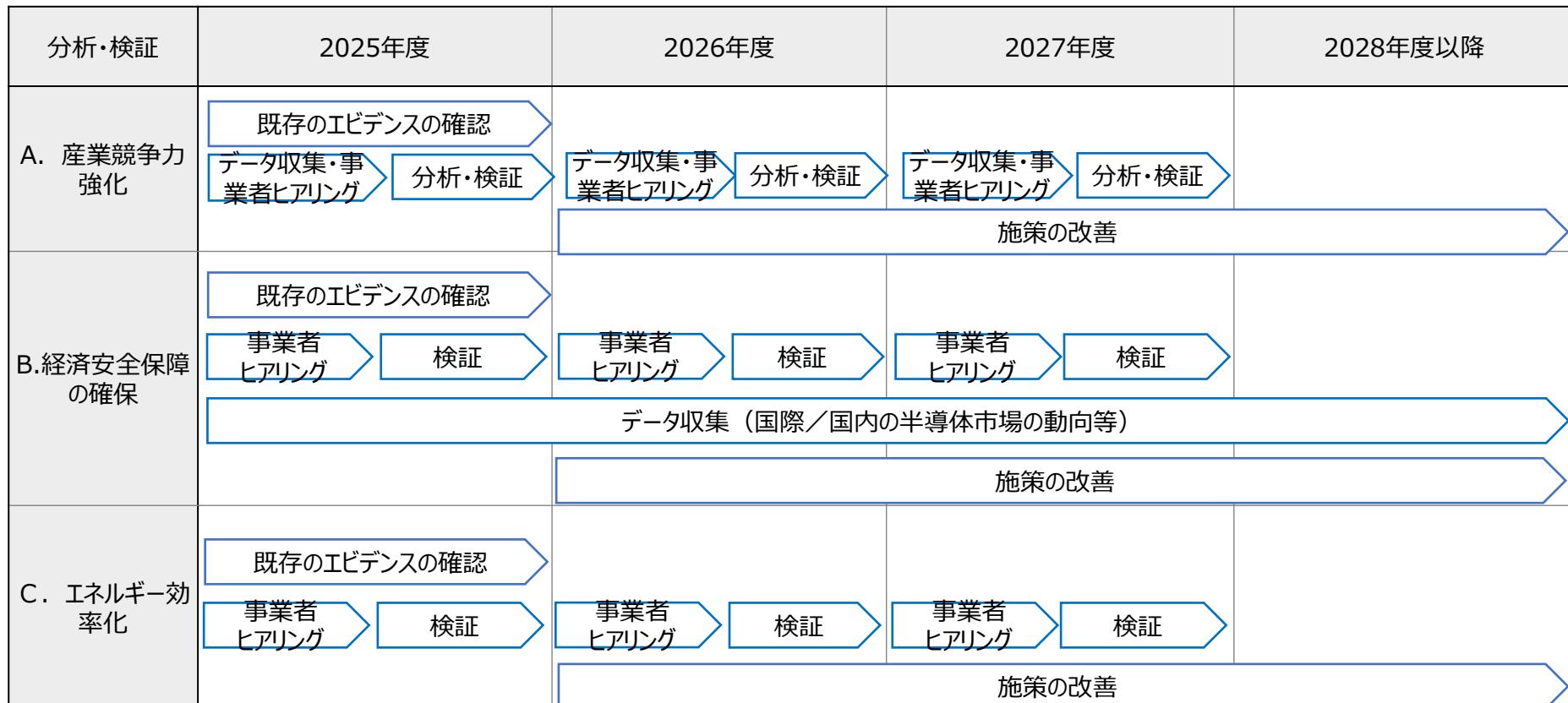
### 3. 分析・検証方法、用いるデータ等

確認するエビデンス等	分析・検証方法	用いるデータ等
<p><b>A 【産業競争力強化】</b> 公的支援により実現した研究開発や設備投資が、 ・各種半導体の売上高の増加及び日本シェアの増 加に繋がっているか（ロジック、メモリ、アナログ等）。 ・各地の地域経済や関連産業分野への裨益に繋 がっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種半導体について、公的支援により実現した研究開発や設備投資による売上高や、国内で生産される合計売上高、世界全体で生産される合計売上高の推移等を用いて分析。</li> </ul> <p>※公的支援により実現した研究開発や設備投資については、支援実施の際認定した計画で設定したマイルストーンの達成状況を外部有識者による評価等の下で確認・検証。</p> <p>※2030年に国内で生産される半導体関連の合計売上高15兆円超を目指としており、これは2020年試算時点でシェア15%に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各地の公的支援により実現した研究開発や設備投資と、GDPや設備投資額の推移等を用いて分析。</li> <li>各種分析手法（産業連関表やCGEモデル等）を用いて産業別・地域別の政策効果を分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国や政府機関による統計情報（GDP、設備投資、研究開発投資、人材投資、人口動態、特許件数等）</li> <li>民間調査会社や業界団体による統計情報（各種半導体の国内外の売上高等）</li> <li>認定した事業者からのヒアリング情報・公表情報</li> <li>認定計画の執行状況等に関するデータ</li> <li>関連事業者、金融業界、アナリスト等からのヒアリング情報・公表情報</li> <li>第三者である外部有識者等による評価情報</li> <li>地域別設備投資額の統計情報</li> </ul>
<p><b>B 【経済安全保障の確保】</b> 公的支援により実現した研究開発や設備投資が、 日本の産業にとって重要な半導体等について、国内 需要量に対して十分な国内生産能力を有すること に繋がっているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本の産業にとって重要な半導体等について、民間調査会社や業界団体による統計情報、認定した事業者からのヒアリング情報・公表情報等をもとに国内需要量を分析した上で、公的支援により実現した研究開発や設備投資による売上高や、国内で生産される合計売上高の推移等を用いて分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間調査会社や業界団体による統計情報（各種半導体の国内外の売上高等）</li> <li>認定した事業者からのヒアリング情報・公表情報</li> <li>認定計画の執行状況等に関するデータ</li> <li>関連事業者、金融業界、アナリスト等からのヒアリング情報・公表情報</li> <li>第三者である外部有識者等による評価情報</li> </ul>
<p><b>C 【エネルギー効率化】</b> 公的支援により実現した研究開発や設備投資によ り、半導体を使用する製品に係る二酸化炭素の排 出が削減されているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的支援により実現した研究開発や設備投資による半導体生産量や、その半導体の持つ二酸化炭素の排出削減効果を用いて分析。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間調査会社や業界団体による統計情報（各種半導体の国内外の売上高等）</li> <li>認定した事業者からのヒアリング情報・公表情報</li> <li>認定計画の執行状況等に関するデータ</li> <li>関連事業者、金融業界、アナリスト等からのヒアリング情報・公表情報</li> <li>第三者である外部有識者等による評価情報</li> </ul>

## 4. 分析・検証体制

- ・(A)については、認定した事業者及び関係する調査会社・地元金融機関・地方自治体等とも連携し、最新情報をマクロ・ミクロの両面から収集する。
- ・(B)については、専門的知見を有した機関等のサポートも受けながら、経済産業省内での専門チームを配置し、事業者ヒアリングを行うことで分析する。
- ・大規模な支援事業については、第三者の外部有識者による評価等の下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認しながら、事業計画の認定・見直しや支援継続の要否等を議論する枠組みを設ける。
- ・(C)については、認定した計画の進捗状況を確認するとともに、事業者へのヒアリング等も踏まえ排出削減効果について検証する。
- ・※なお、いずれの分析においても、事業者の個社情報を含みうるため、情報の取り扱いや範囲については細心の注意を払う。
- ・「特定半導体基金事業」等の個別の検証に当たっては、既存の行政事業レビューを活用。

## 5. ロードマップ



## 6. エビデンスの政策見直しへの活用方法

計画的に支援するに当たっては、半導体市場の急速的な成長や、シリコンサイクル、他国の半導体産業への投資状況等の市況の変化も踏まえつつ、政策目標の達成に向けて、半導体関連のグローバルな市場における日本シェア等の最終アウトカム指標や付随する中間アウトカム指標の進捗状況を踏まえ、第三者の外部有識者による評価等の下で、今後の支援のあり方や事業計画の認定・見直し、支援継続の要否等を検討する。

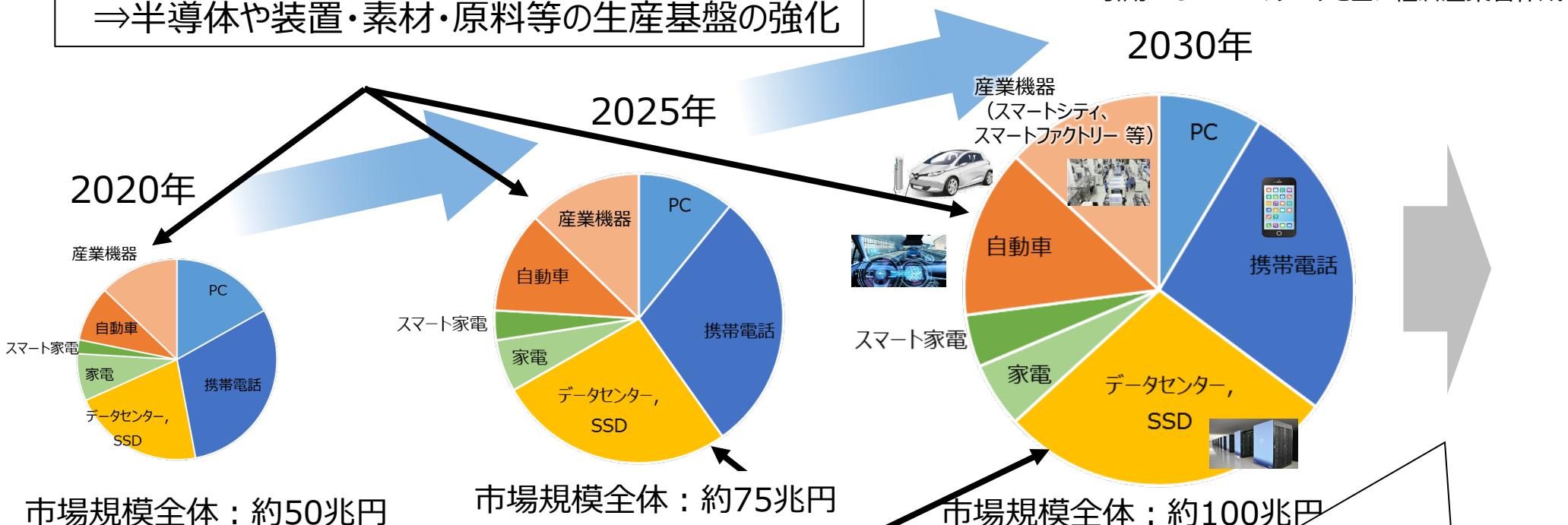
# 我が国半導体産業復活の基本戦略

2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超

（※2020年現在5兆円）を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保する。

## Step 1：生産基盤の強化

⇒半導体や装置・素材・原料等の生産基盤の強化



## Step 2：次世代半導体技術の確立

⇒2ナノ以降の先端ロジック半導体を中心とした次世代半導体技術の確立

## Step 3：将来技術の実現

⇒光電融合や量子コンピューティングなど、将来技術の実現